



仙台市業務継続計画（BCP） 【自然災害対策編】

令和7年4月
仙 台 市

目 次

第1章 総論	1-1
1. 1 業務継続計画策定の背景と目的	1-1
1. 2 計画の基本方針	1-2
1. 3 業務継続計画策定の効果	1-3
1. 4 計画の全体構成	1-4
1. 5 計画の位置づけ	1-5
1. 6 計画の対象組織	1-7
1. 7 計画の適用	1-7
1. 8 計画のローリング（見直し）	1-8
第2章 東日本大震災の経験と教訓	2-1
2. 1 東日本大震災における本市の被害の概要	2-2
2. 2 東日本大震災における本市の対応を検証する「6つの視点」	2-5
2. 3 「6つの視点」からの東日本大震災の経験の検証	2-7
第3章 非常時優先業務	3-1
3. 1 避難所の運営体制の見直し	3-2
3. 2 非常時優先業務の考え方	3-4
3. 3 各局・区等の非常時優先業務	3-16
3. 4 非常時優先業務の実施	3-58
第4章 業務を継続するための環境整備	4-1
4. 1 課題と対策	4-2
4. 2 業務環境整備のアクションプラン	4-16

仙台市業務継続計画の策定及び修正等の状況

平成 26 年 3 月	策 定
平成 26 年 4 月	一部修正
平成 26 年 6 月	一部修正
平成 27 年 3 月	一部修正
平成 28 年 3 月	一部修正
平成 28 年 9 月	一部修正
平成 29 年 3 月	一部修正
平成 30 年 3 月	一部修正
平成 31 年 3 月	一部修正
令和 2 年 3 月	一部修正（【地震・津波災害対策編】から【自然災害対策編】への修正）
令和 3 年 3 月	一部修正
令和 4 年 3 月	一部修正
令和 5 年 4 月	一部修正
令和 6 年 4 月	一部修正
令和 7 年 4 月	一部修正

第1章 総論

1. 1 業務継続計画策定の背景と目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、宮城県栗原市において震度 7 という最大震度を観測し、大津波の発生により東北地方の太平洋沿岸部を中心に壊滅的な被害がもたらされた。震度 6 強の揺れを観測した本市においても多くの尊い人命が失われ、ライフラインも広範囲かつ長期間にわたって停止するとともに、燃料の供給が途絶するなど、市民生活や経済活動に重大な支障が生じた。

本市においては、震災の発生後速やかに災害対策本部を設置し、職員一丸となり組織の総力をあげて災害対応業務に従事したが、これまでの想定をはるかに超える大災害であったため、被災直後から指定避難所の運営や要援護者（現在の要配慮者）への支援などのマンパワーが大幅に不足するとともに、災害対応業務と通常業務の配分や通常業務の再開時期が不明確であったことにより局区間の業務量にアンバランスが生じるなど業務の遂行に様々な混乱をきたした。

こうした東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模災害の発生により市役所機能が低下する中にあっても、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限とするよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、可能なかぎり早期に通常業務を復旧させることを目的として「**仙台市業務継続計画（BCP）【自然災害対策編】**」を策定する。

なお、当該計画は、本市が行う訓練や、本市の内外の実災害の教訓を踏まえ、地震、津波災害のみならず、その他の自然災害においても業務継続性の確保について見直しを行っていく。

1. 2 計画の基本方針

①東日本大震災の経験と教訓を活かし、非常時において必要な人的・物的資源を確保するとともに、職員の災害対応能力を強化し業務継続能力の向上を図る。

本市が経験した最も過酷な地震・津波災害である東日本大震災の経験から得られた教訓をもとに、大規模災害発生時において必要となる人的・物的資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）について平時から備蓄・整備を行うとともに、職員に対する災害対応研修や訓練を実施することにより、ハード・ソフトの両面から、災害に対する適切な対応体制の確保と、業務継続能力の向上を図る。

各職員においては、災害発生時において、たとえ通信が途絶し、具体の指示・命令を受けられない状況となっても、各自「今、自分は何をすべきか」を考え、適時・的確に市の職員として求められる行動をとることができるようにする。

②非常時においては、市民の安全の確保を最優先することを主眼に、発災後の時系列ごとに実施すべき業務の優先度を整理し、優先度の高い業務から着手する。

非常時においては時間的制約のある中で、限られた職員のマンパワーで様々な災害対応業務を実施する必要がある。

また、災害対応業務だけでなく、市民の生命を維持するためのライフラインとなる業務等、災害時においても停止することのできない業務を継続しつつ、通常の業務体制への復旧も並行して行う必要もある。

あらかじめ非常時において実施すべき業務の選定を行うことにより、発災時に適時・的確に業務を実施する。

③計画の内容については、課題と対策の進捗状況を随時検証し、不断の見直しを行う。

業務継続計画を実効性ある状態に保つためには、毎年度の組織・事務分掌等の改正、本市が現在実施している防災対策の進捗、災害に関する新たな知見等を反映しつつ、不断の見直しを行う必要がある。

全庁において計画見直し作業を繰り返し行っていくことが、災害発生時における本市の具体的な対応や行動について職員が考える機会となり、計画の周知と防災能力・意識の向上につながっていく。

④非常時優先業務に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は全庁的に調整する。

非常時優先業務※は、業務停止に伴う市民生活への影響を最小限にとどめるために実施する優先度の高い業務であることから、発災時点で確保できる人員や資機材等の資源を最大限に活用し、全庁的に調整を行って業務を継続・早期復旧することが必要である。

※ 災害対応業務と優先的通常業務を合わせたもの（詳細は第3章 3.2を参照）。

1. 3 業務継続計画策定の効果

「業務継続計画（BCP）」とは…？

人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画※

（※出典：「大規模災害発災時における地方公共団体の業務継続の手引き」 令和5年5月 内閣府（防災担当））

なお、「BCP」は Business Continuity Plan（業務継続計画）の略称である。

①業務立ち上げ時間の短縮

⇒ 予め非常時に実施すべき業務の時系列ごとの整理、指揮命令系統の明確化、職員研修及び訓練による災害対応能力の向上を図ることにより、業務立ち上げ時間の短縮が図れる。

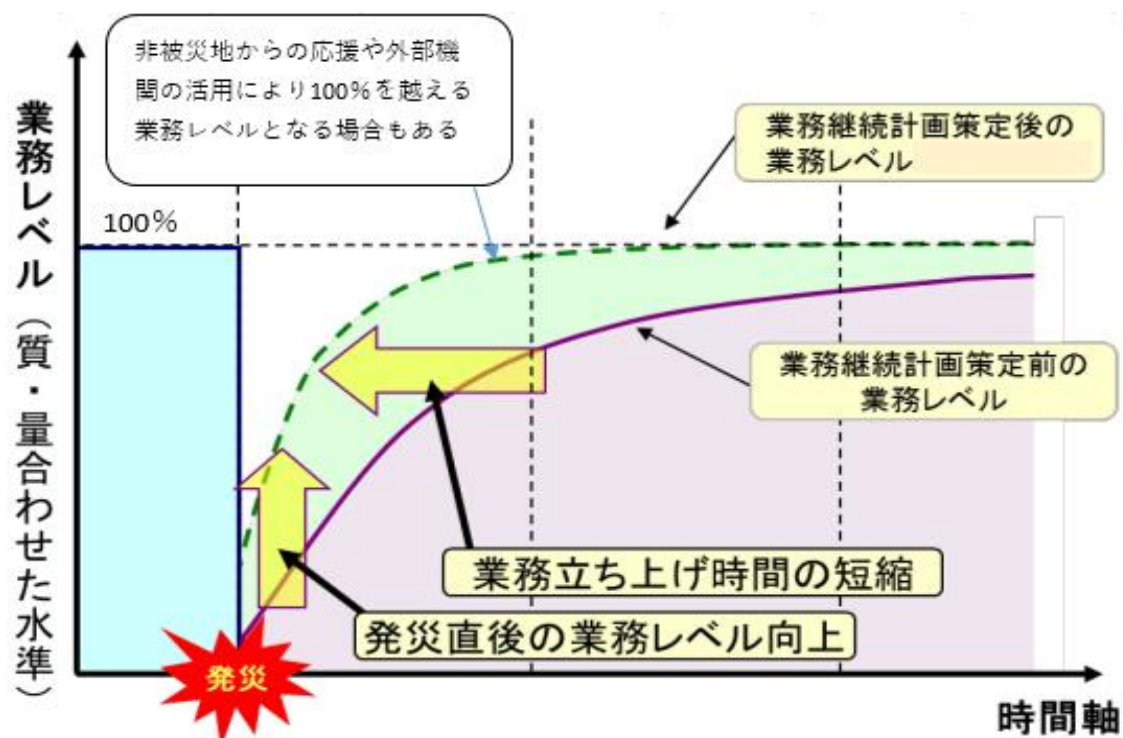
②発災直後の業務レベルの向上

⇒ 非常時に実施すべき業務の時系列ごとの整理や、職員研修及び訓練に加え、庁舎の耐震性確保、執務室の書棚等の転倒防止、非常用燃料・通信手段の確保等、業務実施にあたっての環境整備を進めることにより、実施する業務のレベルの向上が図れる。

③災害対応業務のために必要なマンパワーの確保

⇒ 予め時系列ごとの災害対応業務と、災害時にも継続又は早期再開すべき通常業務を整理することにより、膨大な災害対応業務の実施のためのマンパワーを確保することができる。

▼ 業務継続計画の策定に伴う効果のイメージ



（図表の出典：「大規模災害発災時における地方公共団体の業務継続の手引き」 令和5年5月 内閣府（防災担当）（一部改変））

1. 4 計画の全体構成

第1章…【総論】 計画全体に係る総括的事項について定める。

第2章…【東日本大震災の経験と教訓】 東日本大震災の検証を行い、震災の経験から得られた教訓と課題の整理を行う。

第3章…【非常時優先業務】 第2章で整理した課題のうち、災害時に実施する業務について定める。

第4章…【業務を継続するための環境整備】 第2章で整理した課題及び本市の内外の実災害を教訓とした課題のうち、災害時に業務を遂行するにあたって必要となる業務環境の整備について定める。

仙台市業務継続計画 の構成

第1章 総 論

計画の目的、位置づけ、改定ルールを規定

第2章 東日本大震災の 経験と教訓

「6つの視点」から震災対応を検証

1. 業務の対応

2. 職員の体制

3. 庁舎と設備

4. 燃料の確保

5. 情報・通信

6. 業務用物資

震災の教訓を反映

第3章 非常時優先業務

「6つの視点」の1つ目、災害時に当市が実施する業務について見直し

1. 業務の対応 ⇒災害時に当市が実施する「非常時優先業務」を整理

震災及び市内外の実災害の教訓を反映

第4章 業務を継続する ための環境整備

第3章を下支え

2. 職員の体制

3. 庁舎と設備

4. 燃料の確保

5. 情報・通信

6. 業務用物資

「6つの視点」の2つ目以降の、業務環境整備について見直しを行い、非常時優先業務の実行を下支え

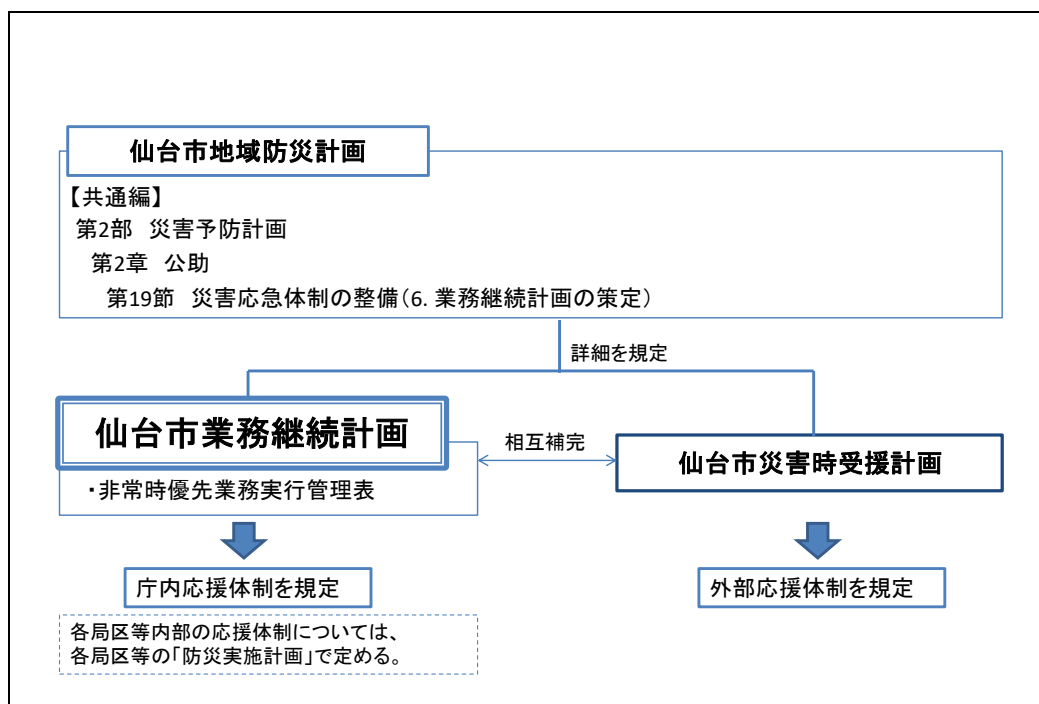
1. 5 計画の位置づけ

仙台市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づいて仙台市防災会議が策定する法定計画であり、市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興対策について行う事項を定めている。

一方、業務継続計画は、災害対応業務及び災害時であっても継続が求められる、あるいは早期に再開すべき通常業務を的確に実施するために、地域防災計画に定める細部計画の一つとして、本市が独自に定めるものである。

業務継続計画において、本市が非常時に行うべき業務の優先順位等を定めるととも

に、業務遂行のために本市が必要とする人的・物的資源の確保の方策について定め、
以って地域防災計画の実効性を担保する。



《参考》仙台市地域防災計画【共通編】 第2部第2章第19節

6. 業務継続計画の策定〔危機管理局〕

大規模な災害等が発生した場合には、庁舎等市役所自体も被災し、人、施設・設備、物、情報、ライフライン等の利用できる資源にも制約を受け、行政機能の低下が予想されるが、災害対応業務や災害対応中であっても休止することにより市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められる。

このため、災害対応業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施できるよう、あらかじめ業務継続計画を策定し、防災実施計画に反映させる。

1. 6 計画の対象組織

本業務継続計画の適用対象組織は「仙台市役所（市長部局、消防局、行政委員会事務局、議会事務局、企業局）」とする。

「仙台市地域防災計画」は、市役所のみならず市民や地域団体、企業、防災関係機関も計画の対象としているものであるが、本計画は市役所の業務について定める。

本計画は市全体の統括的視点での業務継続計画であり、各局区等は、それぞれ作成する防災実施計画において、業務継続のために必要な事項を詳細に定めるものとする。

●地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
計画の趣旨	発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
策定主体	仙台市防災会議	仙台市
実施主体	仙台市、防災関係機関等（指定地方行政機関、自衛隊、宮城県、宮城県警察本部、指定公共機関等）、事業者、市民等	仙台市
計画の視点	- 市全体を対象とした計画 - 災害の予防から復興までを対象	- 市役所を対象とした計画 - 災害発生後の一定期間の市の業務を対象
対象業務	- 災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象 - 定性的に「なすべきこと」を記載。	- 非常時優先業務を対象（応急業務だけでなく優先度の高い通常業務も含む） - 定量的に「いつ、どの時点で、どれくらいの人手で」業務を実施するか、必要な資源の検証を行い、実施する業務を選定。

1. 7 計画の適用

（1）計画の適用要件

大規模な災害等が発生し、市災害対策本部及び区災害対策本部が設置されるとともに、市域に甚大な被害が生じた場合に、本計画を適用する。なお、非常時優先業務体制への移行については、**3. 4**において定める。

（2）計画適用の権限者

市災害対策本部長（市長）（以下、災害対策本部長）が決定する。

なお、災害対策本部長に事故があるとき、または災害対策本部長が欠けたときは、仙台市災害対策本部条例等に定める順序により、市災害対策副本部長（副市長）がその職務を代理する。

（3）計画の適用解除

災害対策本部長は、本計画の適用の必要性がなくなつたと判断したときは、本計画の適用を解除する。

1. 8 計画のローリング（見直し）

第3章で規定する非常時優先業務については、組織の改正等を踏まえて毎年度の当初に見直しを行い、第4章についても、対策の進捗状況を毎年確認し、取り組み内容の見直しを実施するものとする。

また、各局区等は、災害時の基本的な対応はもとより想定外の事象が発生した場合であっても臨機に対応が取れるよう、毎年度の当初に防災実施計画の見直しを行うとともに、災害対応初動訓練の実施や、局区内の連絡体制や執務室内の防災対策の状況等の確認を行い、災害対応のための局区内の業務環境整備を進めるものとする。

危機管理局は、各局区等における防災対策が的確かつ効果的に実施されるよう、必要に応じ助言及び全体調整を行い、庁内全体の防災の実施を推進していく。

第2章 東日本大震災の経験と教訓

本市では、地震に備えるために施設の耐震対策や避難所の運営、飲食物の備蓄等の準備を進めてきたが、東日本大震災では、施設や物資などのハード面のほか、業務運営や対応体制などソフトの面でも様々な課題が明らかとなった。

本庁や区役所では、発災から24時間以内の通常業務を、業務数にして全通常業務数の10%に、業務量にして16%まで絞り込みを行い、災害対応業務に従事したが、それでも賄いきれないほどの膨大なマンパワーが必要とされた。

例えば、避難所はそれまで194カ所指定していたが、実際には最大で288カ所開設され、その開設期間も5カ月の長期に渡ったため膨大なマンパワーが必要となった。そのため、担当である区役所職員だけで賄えず、本庁職員を応援配置したが、職員の業務内容に対する理解不足や担当職員の短期間での交代により、避難所運営に支障が生じるなど、避難所運営計画や対応体制に課題を残した。

また、災害対応業務が膨大な量となる一方、災害対応業務の割当のなかった課では、発災直後も平常通り通常業務を継続するなど災害対応業務の業務分担の不均衡が見られたほか、通常業務の実施状況にもばらつきが生じ、結果として災害対応業務を実施する際に混乱や職員の疲弊を招くこととなった。なお、発災から2カ月経過した後も全庁の業務量のうち半分を災害対応業務が占めていた。

施設については、耐震対策の効果により倒壊建物はなかったが、天井の落下や什器の転倒等により、業務継続が困難となり、移転を余儀なくされた施設もあった。

燃料の確保についても、調達・配分のルールや一元的な情報連絡ルートが確立されていないため、調達に苦慮するとともに、配分の決定に時間を要し、非常用電源が枯渇寸前となった施設もあった。

本章では、大規模災害発生時における業務継続計画体制の検討のため、東日本大震災で明らかとなった多くの課題について、本市の業務を継続するために留意しなければならないと考えられる視点から、東日本大震災時における対応の実態を検証し、そこから得られた教訓や課題について整理する。

2. 1 東日本大震災における本市の被害の概要

①地震の概要

- ・地震名 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震
- ・発生日時 平成 23 年 3 月 11 日（金） 14 時 46 分
- ・震源 三陸沖（北緯 38 度 06. 2 分、東経 142 度 51. 6 分、深さ 24km）
- ・地震の規模 モーメントマグニチュード 9. 0
- ・最大震度 震度 7（宮城県栗原市）
- ・市内震度 震度 6 強 宮城野区
震度 6 弱 青葉区、若林区、泉区
震度 5 強 太白区

② 津波の概要

- ・津波の高さ 仙台市宮城野区港（仙台新港験潮所付近） 7. 1 m（推定）

③ 人的・物的被害（令和 7 年 3 月時点）

人的被害		建物被害	
仙台市民の死者	1, 003 名	全 壊	30, 034 棟
行方不明者	27 名	大規模半壊	27, 016 棟
負傷者	2, 309 名	半 壊	82, 593 棟
うち重傷者	276 名	一部損壊	116, 046 棟
		浸水世帯	8, 110 世帯

- ・宅地被害 5, 728 宅地
- ・火災件数 39 件

④ 避難者

- ・避難者数 最大 105, 947 人（3 月 12 日）
 - ・避難所数 最大 288 カ所（3 月 14 日）
- 7 月 31 日を以って市内の避難所はすべて閉鎖。

⑤ ライフライン

- ・電力 : 約 84 万戸（東北電力株式会社仙台圏営業所合計）の供給に支障。発災 3 日後に 80%、8 日後に 94%停電解消。
災害対策本部は 3 月 12 日に通電。
- ・都市ガス : 全供給停止 約 36 万戸。4 月 16 日に津波被災地等を除き全面復旧。
- ・上水道 : 約 23 万戸で断水。
3 月 29 日に津波被災区域及び地滑り地区を除き全面復旧。
- ・下水道 : 発災後も継続使用が可能であったが、施設の被災により市中で下水が溢れる恐れがあった。
- ・道路 : 市内各地で道路破損、土砂崩落等が発生。
- ・通信 : 固定電話では通常の約 9 倍、携帯電話では 50～60 倍の通話が殺到。
携帯電話のメール等のパケット通信については、一部キャリアで通信規制を実施したが、すぐに解除された。
- ・鉄道 : 地下鉄は 3 月 13 日まで運休（バス代替輸送）。3 月 14 日から部分再開し、4 月 29 日全線再開。
東北新幹線は 4 月 29 日全線再開。在来線は 4 月 12 日以降順次再開。
- ・市営バス : 3 月 12 日は約 7 割の路線で運行。3 月 28 日から休日ダイヤで全便運行。
4 月 18 日通常運行再開。

※④及び⑤の年月日は、すべて平成 23 年のものである。

（参考） 風水害等における本市の被害の概要

発生年月日	災害種別	災害原因	仙台市付近の 気象等記録	仙台市内の被害概要
昭和 22 年(1947 年) 9 月 14 日	水害	カスリン台風 (台風第 9 号)	総降水量 185.5mm(14～15 日) 最大 1 時間降水量 54.8mm	流失・浸水等 1,218 戸
昭和 23 年(1948 年) 9 月 16 日	水害	アイオン台風 (台風第 21 号)	総降水量 351.1mm(16～17 日) 最大 1 時間降水量 94.3mm	流失・浸水等 3,007 戸
昭和 25 年(1950 年) 8 月 3～4 日	水害	台風第 11 号	総降水量 236.6mm(2～5 日) 最大 1 時間降水量 30.6mm	死者 3、不明 8、負傷 90、 家屋流失 157、家屋倒壊 33、 床上浸水 2,740、床下浸水 3,200、 鉄道不通、橋流失、田冠水 500 町歩
昭和 33 年(1958 年) 9 月 26～27 日	水害	台風第 22 号	総降水量 182.4mm(26～27 日) 最大 1 時間降水量 21.6mm	流失・浸水等 903 戸
昭和 41 年(1966 年) 6 月 28 日	水害	台風第 4 号	総降水量 150.1mm(27～29 日) 最大 1 時間降水量 20.0mm	流失・浸水等 2,799 戸

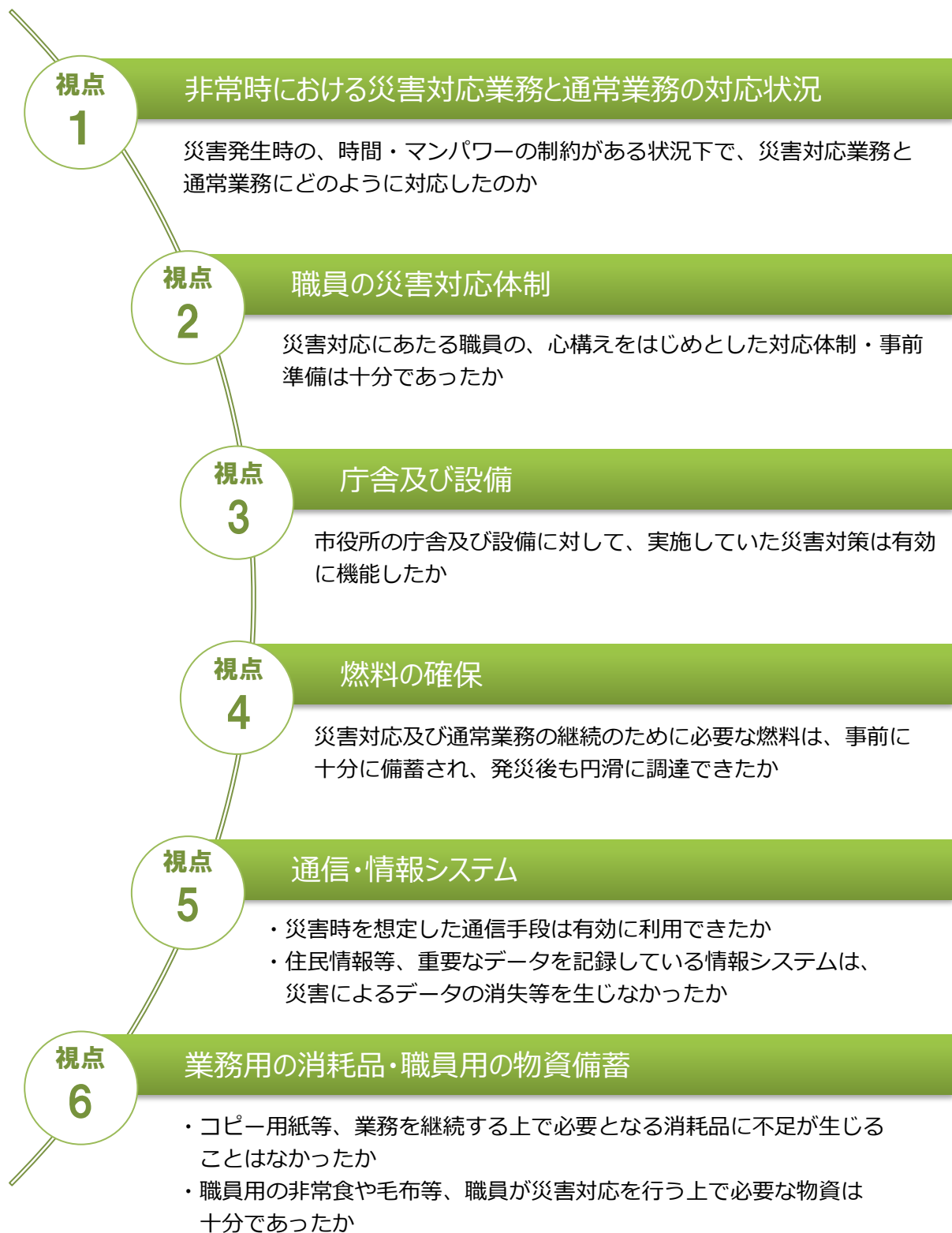
発生年月日	災害種別	災害原因	仙台市付近の 気象等記録	仙台市内の被害概要
昭和 57 年(1982 年) 9 月 12 日	水害	台風第 18 号	総降水量 160.5mm(9～ 12 日) 最大 1 時間降水量 37.0mm	流失・浸水等 455 戸
	地すべり			青葉山地すべり活動開始
昭和 58 年(1983 年) 4 月 27 日	林野火災		最小湿度 26%、最大瞬 間風速 24.9m/s	市有林・私有林・県有林 116.01ha 焼失、青麻神社社 務所 3 棟・1 世帯 7 名焼損
昭和 61 年(1986 年) 8 月 4 日～5 日	水害	台風第 10 号	総降水量 402.0mm(4～ 5 日) 最大 1 時間降水量 43.5mm	重傷者 1、住家全壊 2、半 壊 5、一部損壊 46、床上浸 水 2,434、床下浸水 3,040、 非住家被害 12、計 5,539 戸 10,084 世帯に被害
平成 2 年(1990 年) 9 月 19 日 ～20 日	水害	台風第 19 号	総降水量 180.0mm(19 ～20 日) 最大 1 時間降水量 72.0mm	流失・浸水等 2,628 戸
平成 6 年(1994 年) 9 月 22～23 日	水害	寒冷低気圧	総降水量 250.5mm(22 ～23 日) 最大 1 時間降水量 43.5mm	流失・浸水等 543 戸
平成 14 年(2002 年) 7 月 10～11 日	水害	台風第 6 号	総降水量 238.5mm(9～ 11 日) 最大 1 時間降水量 42.5mm	流失・浸水等 129 戸
平成 23 年(2011 年) 9 月 20～21 日	水害・風害	台風第 15 号	総降水量 318.0mm(20 ～21 日) 最大 1 時間降水量 51.0mm 最大瞬間風速 23.2m/s	死者 2、家屋全壊 1、半壊 1、一部損壊 5、床上浸水 45、床下浸水 161、崖崩れ 23、風害 16、道路冠水 139、 新幹線・在来線運休、フェ リ一欠航、国道・県道・高 速道路通行止め、七北田川 堤防決壊、田冠水
平成 24 年(2012 年) 6 月 19～20 日	水害・風害	台風第 4 号	総降水量 134.5mm(19 ～20 日)、最大 1 時間 降水量 31mm、最大瞬間 風速 22.3m/s	床上浸水 5、床下浸水 8、 崖崩れ 16、道路冠水 20、 橋梁流失、土砂流出等
平成 24 年(2012 年) 9 月 30 日	水害・風害	台風第 17 号	総降水量 26.5mm(30～ 1 日)、最大 1 時間降水 量 11.5mm、最大瞬間風 速 26.3m/s	床下浸水 1、一部損壊 3、 車両浸水 1、車両破損 2、 新幹線・在来線運休、停電 1,000、高速道路通行止め、 法面崩落 1
平成 27 年(2015 年) 9 月 10 日～ 11 日	水害	台風第 18 号	総降水量 271.5mm(2 日 間)、最大 1 時間降水量 50mm	床上浸水 85、床下浸水 157、崖崩れ 114、道路冠水 等 175
令和元年(2019 年) 10 月 12 日 ～13 日	水害・風害	台風第 19 号	総降水量 383.5mm(11 ～13 日)、最大 1 時間 降水量 63.5mm、最大瞬 間風速 30.4m/s	床上浸水 801、床下浸水 247、崖崩れ 108、道路冠水 等 173

2. 2 東日本大震災における本市の対応を検証する「6つの視点」

東日本大震災では、本市の庁舎・道路等の施設や、電力・通信・水道等のライフラインといったハード面の被害への対応の課題だけではなく、避難所運営や罹災証明業務等、膨大な量の災害対応業務が長期間にわたって発生し、それに対する市の対応や、災害対応業務の遂行中における通常業務の取扱いなど、災害発生時における本市のソフト面での対応体制についても多くの課題が発生した。

東日本大震災における本市の対応について、次のページに示す、業務継続の上で留意する必要がある**6つの視点**から、震災前に実施していた対策、震災発生時の実態、震災から得られた教訓と課題の3点について検証を行い、得られた教訓と課題を活かし、次章以降において本市の今後の業務継続計画体制の検討を行う。

東日本大震災の本市の対応を検証する「6つの視点」



2. 3 「6つの視点」からの東日本大震災の経験の検証

(1) 視点1 非常時における災害対応業務と通常業務の対応状況

I 震災前に実施していた災害対策

①【避難所運営】

- ・ 地域防災計画において、区役所が指定避難所（194カ所）の開設・運営を担うことと定めていた。開設期間については3日程度と想定していた。

②【非常時に実施する業務の整理】

- ・ 地域防災計画において、災害時に各部署が実施すべき災害対応業務の事務分掌を規定していた。

II 震災発生時の実態

①【避難所運営】

- ・ 最大で288カ所の避難所を開設し、順次避難所の集約を図ったものの、5カ月弱という長期運営を行うこととなり、区役所職員だけではマンパワーが不足し、本庁職員も避難所運営に携わる必要が生じた。
- ・ 指定避難所ではない市役所・区役所庁舎にも市民が避難し、職員が避難者への対応（受け入れ場所の確保、食料配給等）を行うことが必要となった。
- ・ 発災直後、JR線や地下鉄などの公共交通機関が全面的に途絶し、JR仙台駅や地下鉄仙台駅も閉鎖されたことから、行き場を失った通勤客や観光客が仙台駅周辺に集中した。それら帰宅困難者を周辺の指定避難所に誘導したため、地域住民が指定避難所に避難することができなくなった例も見られた。

②【非常時に実施する業務の整理】

- ・ 想定をはるかに超える膨大な災害対応業務が発生する一方、通常業務の取扱いについて優先順位の整理がなかったため、発災3日後の月曜日から通常業務を再開することが決定された課においては、災害対応業務と並行で通常業務を行うこととなり、「避難所で24時間勤務した後に通常業務を8時間行う」など、過酷な労働環境となる事例もあった。発災2カ月後においても、全庁の業務量のうち半分が災害対応業務であった。

災害対応業務の一例…「罹災証明」の発行業務

罹災証明の判定結果については、各種被災者支援制度の適用判定の基礎とされるものであり、災害発生時には被災者支援を迅速に実施していくためにも、速やかな発行が求められるものであった。

しかしながら、大量の被災建物の発生や高速道路無料化などにより、罹災証明が25万件、罹災届出証明が50万件を超えるなど膨大な業務量が発生する一方、担当部署（財政局税務部及び各区役所・総合支所の税務部門）の職員が避難所運営や物資輸送等に発災当初から長期間従事したため、罹災証明業務への人員投入が大幅に不足し、結果として証明書発行が大幅に遅れ、市民からの苦情が多数寄せられた。また、平成23年末まで申請窓口を開設するなど、発災後半年以上の長期的な対応が必要となった。

- ・ 一方で、負担の大きい災害対応業務の割当のなかった部署においては、発災直後においても平常通り通常業務を継続していた等、災害対応業務の業務分担の不均衡が見られたほか、通常業務の実施状況にもばらつきが生じ、結果として災害対応業務の実施にあたっての混乱や、職員の疲弊を招いた。
- ・ 市役所全体として、時系列ごとにどの時点でこういった業務にどれだけのマンパワーが必要となるのかを把握していなかった。

- ・ 保育所については災害対策マニュアルにおいて、ライフラインが途絶した場合は閉所することとしていたが、実際は、災害対応従事者の未就学の子の預かりを行うため、発災翌日から開所していた保育所もあった。
- ・ 市有施設の業務再開方針が定められておらず、各施設において再開の決断に苦慮した。

Ⅲ 震災から得られた教訓と課題

①【避難所運営】

⇒全庁的な対応体制が必要

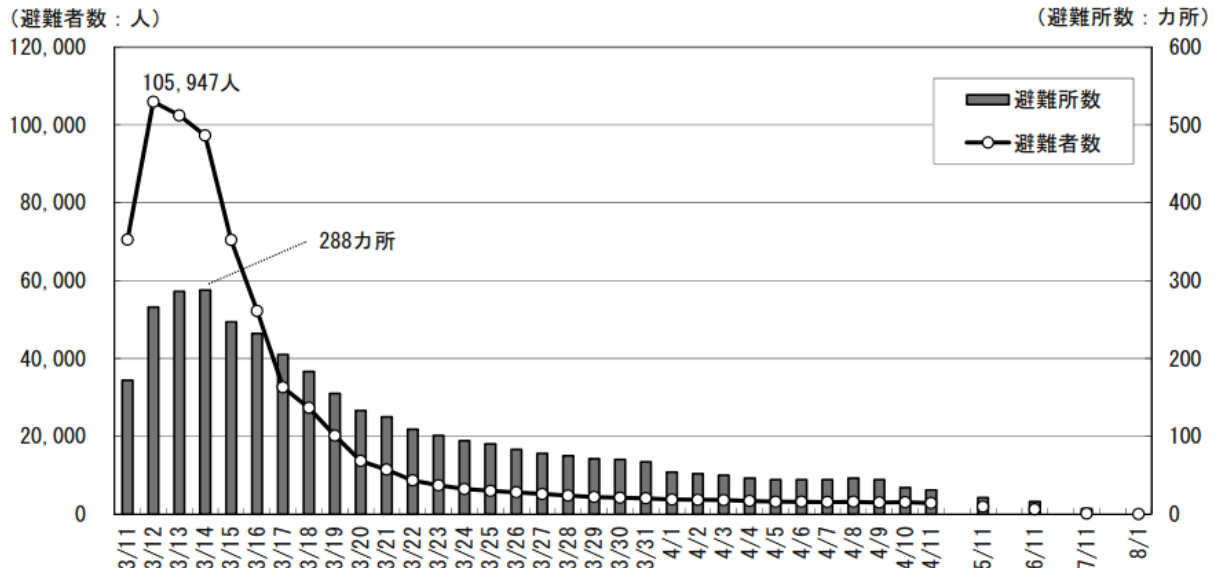
- ・ 避難所運営は膨大な職員マンパワーを要するものであり、全庁的な対応が必要。
- ・ 指定避難所以外の市有施設における避難者対策が必要。

②【非常時に実施する業務の整理】

⇒時系列ごとに実施すべき業務の把握・通常業務の絞り込みが必要

- ・ 発災後の時系列ごとに、どの時点でどういった業務を行うのか、全庁的な把握・整理が必要。また、本庁と区役所が連携して実施する業務については、役割分担や業務開始時期等の整理が必要。
- ・ 市民ニーズ及び法的義務等の観点から、優先度の低い通常業務については、規模を縮小して実施する、または業務を停止することにより、災害対応に要するマンパワーの捻出が必要。
- ・ 一方で、保育所のような、災害時においても市民ニーズの大きな市有施設については、業務の継続を図ることが必要。
- ・ すべての市有施設において、施設再開方針を策定することが必要。

▼ 東日本大震災における、本市の避難者数・避難所数の推移



(2) 視点2 職員の災害対応体制

I 震災前に実施していた災害対策

①【配備・動員計画】

- ・ 地域防災計画において、職員の配備・動員計画について規定していた。

②【災害時における職員の役割】

- ・ 地域防災計画において、災害時に各部署が実施すべき災害対応業務の事務分掌を規定していた。

③【災害時における指揮系統】

- ・ 指揮命令系統については、市長を本部長とする市災害対策本部を置き、区には区長を本部長とする区災害対策本部を置くこととしていた。

II 震災発生時の実態

①【配備・動員計画】

- ・ 発災が平日の業務時間中（金曜日の14時46分）であり、職員参集に問題が生じることにはなかった。また、金曜日の午後の発災であり、翌日が閉庁日の土曜日・日曜日であったため、発災3日以内は災害対応に集中的に取り組むことができた。
- ・ マンパワーが不足する中で、乳幼児や介護を要する家族の有無といった、各職員の個人的な状況に配慮した勤務計画が作成できず、また、一部の職員のみ負担が集中することがあった。
- ・ 水道、ガス等インフラの復旧や、建物被害認定調査業務及び罹災証明発行業務については、関係団体や他都市から多数の応援職員の協力を得て業務を行ったが、市内の宿泊場所が不足し、応援職員が山形県内で宿泊するケースもあった。

②【災害時における職員の役割】

- ・ 災害対応業務の事務分掌について、自分の課の業務として規定されている業務の内容を十分に理解していない職員もいた。
- ・ 「視点1」のとおり、本来は避難所担当でない職員も応援職員として避難所職員に派遣されたものの、自分が何をすればよいのか理解しておらず、避難所担当職員間においても業務の内容や懸案事項等の引継ぎを適切に行えないといった状態があった。
また、応援職員が数日で交代するため、仕事を覚えたところに職場に戻るといった状況となり、人数はいるものの戦力として十分に活用できないことも多々あった。
- ・ 発災直後から職員は広報活動に従事したが、必要情報が不足したまま、あるいは不十分な装備での活動となり、情報伝達に混乱が生じるなど支障が生じた。

③【災害時における指揮系統】

- ・ 区役所については、区長が区本部長となり、区役所内の各課は区長の指揮により災害対応を行うこととされていたが、区役所の通常業務の企画・指導を行う本庁事務事業主管課からの災害対応に関する指示や依頼により、混乱を招く事案も発生した。

Ⅲ 震災から得られた教訓と課題

①【配備・動員計画】

⇒業務時間外に発災する場合等の想定が必要

⇒応援職員の受け入れ態勢の整備が必要

- ・ 1週間（24時間×7日＝168時間）のうち、業務時間は40時間（8時間×5日）しかないため、業務時間中に発災した今回の震災はレアケースであると考えべきである。
- ・ 業務時間外において発災する場合や、発災翌日が平日である場合といった、より厳しい条件での想定が必要。
- ・ 各職員の個人的状況や心身の健康管理に配慮した勤務計画の作成が必要。
- ・ 応援職員の宿泊場所や、応援車両等の展開場所の整備（受援計画）が必要。

②【災害時における職員の役割】

⇒「災害発生時に、自分は何をすべきか」ということの研修・訓練が必要

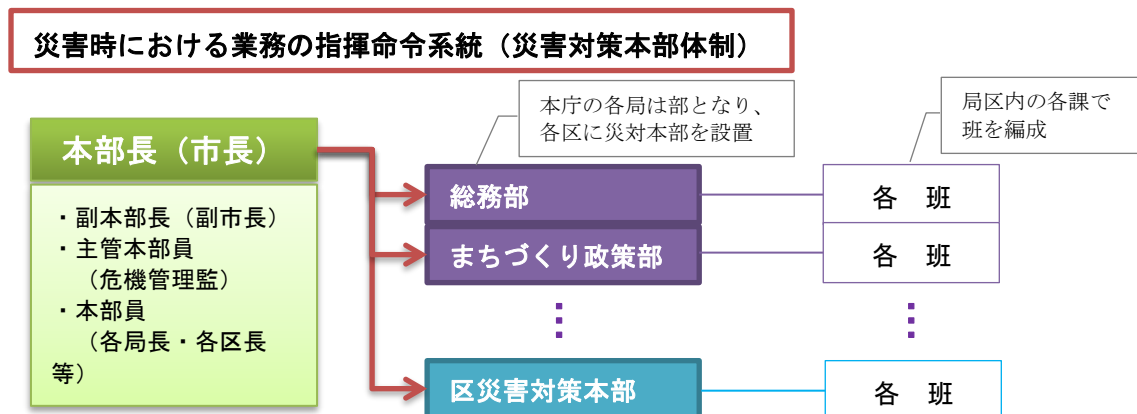
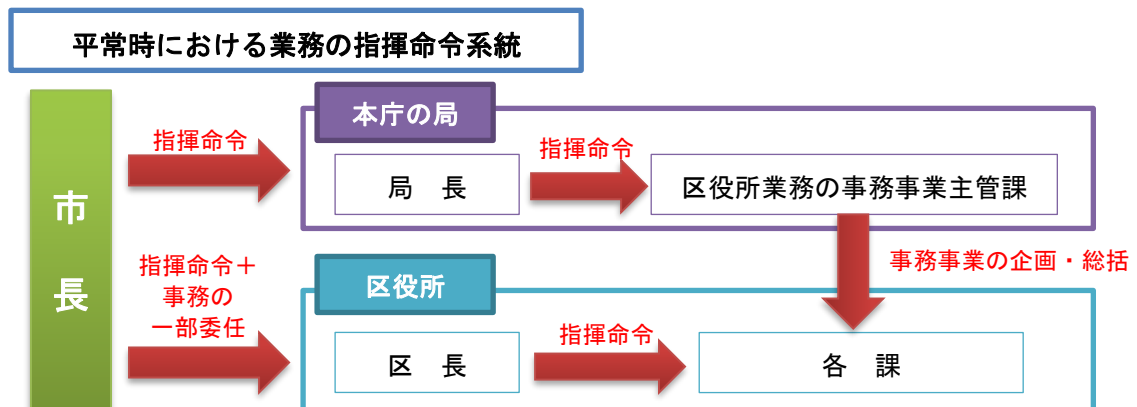
⇒災害対応にあたる職員の安全対策について検討が必要

- ・ 「災害発生時において自分は何をすべきか」ということについて、職員への研修・訓練が必要。また、災害対応に必要な災害救助法や生活再建支援法といった関連知識の習得も必要。
- ・ 津波避難広報等、危険の伴う業務のあり方について検討が必要。

③【災害時における指揮系統】

⇒非常時における指揮系統の整理が必要

- ・ 区役所について、区災害対策本部の指揮系統と、通常業務の実施上密接に関係している本庁事務事業主管課からの指示や依頼について、非常時における指揮系統の整理が必要。



(3) 視点3 庁舎及び設備

I 震災前に実施していた災害対策

①【庁舎の地震対策】

- ・ 昭和 53 年の宮城県沖地震後に計画的に市有施設の耐震補強等の対策を進めてきており、平成 22 年度末の耐震化率は 95.7%(企業局も含む)だった。
学校施設については、平成 22 年 4 月 1 日時点で、耐震改修率は小中学校で 99.6%となっており、平成 23 年 3 月 11 日時点で耐震化が完了していなかったのは小学校 1 校のみだった。
- ・ 平成 21 年度より、市民や職員等が常時滞在する建築物や道路に面する市有建築物のうち、吹抜け等の高所部分と道路や通路に面する部分の窓ガラス(強化ガラスや網入りガラスのもの、窓下に庇やベランダ等の遮蔽物があるもの等を除く)について、窓ガラスへの飛散防止フィルムの装着等を行ってきており、庁舎や学校施設等はほぼ完了していた。
- ・ 外壁や内壁のタイルの剥落防止対策を平成 18 年度から行うとともに、定期点検を継続して行ってきた。
- ・ 大規模空間施設の天井耐震対策を平成 17 年度から年次計画に基づき実施してきた。
- ・ 設備については、平成 7 年度から市有建築物の耐震診断を開始し、改修工事や更新工事にあわせ、高架水槽等の耐震化やエレベーター等の建築設備の耐震補強を進めてきた。

②【執務室における対策】

- ・ 執務室について、平成 15 年度から OA 機器や書棚等の転倒防止対策を推進してきた。

③【非常用電源】

- ・ 非常用発電機のための燃料について、数時間から 1 日分程度の備蓄を行っていた。

II 震災発生時の実態

①【庁舎の地震対策】

- ・ 庁舎については、倒壊した建物は無かった。一部の庁舎においては、安全のため職員を別の庁舎に避難させ業務を行おうとしたが、すぐに代替庁舎に移転することができず、従前の庁舎で業務を行わざるを得ない庁舎もあった。
- ・ 市有施設の非構造部材については、天井等のはく離や落下が生じたり、損傷の危険が生じたものもあった。
- ・ 学校については、199 校中校舎全体が使用危険とされたのが 19 校、体育館全体の使用危険が 25 校、近隣の地滑りで校舎使用不能が 1 校、津波被害が 5 校だった。倒壊等の被害はなかったが、一部構造物の落下や亀裂等はほぼ全ての学校で発生した。
- ・ 建設局南蒲生浄化センターや、ガス局港工場など、沿岸部の市有施設が津波により被災した。
- ・ 庁舎のエレベーターについては、昭和 56 年以降の耐震基準に合わせて設計・改修を行っていたため、閉じ込め被害はなかった。
- ・ 学校においては、学校管理下で死亡した児童生徒は無かった。
一部構造物の落下や亀裂等が発生し、学校で施設の安全確認ができないうちに避難者が来校し、緊急に避難所を開設したが、その後の応急危険度判定に準拠した安全確認により、他建物への移動を余儀なくされた避難所もあった。
- ・ 一部の庁舎において、避難者の受け入れを行ったため、フロアの確保及び個人情報保有する部署への立ち入りを規制する対策を行った。

②【執務室における対策】

- ・ 書棚等の転倒による人的被害は生じなかったが、転倒防止対策が不十分であったため、棚や機器が転倒・破損し、業務再開に時間や費用を要した職場があった。

③【非常用電源】

- ・ 電気については、一部の庁舎以外は、発災翌日の12日に商用電源の供給が再開されたが、備蓄燃料が不十分であったため、停電した部署や電力の供給が再開された時には備蓄燃料が切れる寸前の危機的状态であったという部署もあった。
- ・ 庁舎内のどのコンセントが非常用電源につながっているのか職員が把握していなかった。また、容量に限りのある非常用電源について、市民からの携帯電話への充電の要望もあり、電力容量がひっ迫した状況下で、こういった機器に優先的に電力を使用するのかといったことも事前に整理していなかった。

Ⅲ 震災から得られた教訓と課題

①【庁舎の地震対策】

⇒庁舎の非構造部材等への対策が必要

- ・ 庁舎の躯体以外の、非構造部材の耐震対策が必要。

⇒市民受入れ時の庁舎管理の備えが必要

- ・ 発災後速やかに、避難所として使用する学校施設の安全確認を行うことが必要。
- ・ 学校施設の使用の可否について、応急危険度判定を行い、使用できない学校の代替施設の確保を行うとともに、学校の早期再開に向け応急工事を実施し、その後、被災度区分調査等により抜本的な復旧工事を行うことが必要。
- ・ 本庁舎や区役所等、指定避難所ではない庁舎内に市民を受け入れることについて、庁舎管理上の備えが必要。

②【執務室における対策】

⇒執務室の什器等の転倒防止対策の一層の促進・点検が必要

- ・ これまで進めてきた執務室の什器等について適切な方法による固定の一層の促進・点検が必要。



▲ 書棚の転倒防止対策の例

③【非常用電源】

⇒燃料確保、運用にあたっての周知・徹底が必要

- ・ 非常用発電機に用いる燃料確保が必要（「視点4」にも関連）。
- ・ 非常用電源に接続しているコンセントについて明示が必要。
- ・ 非常時における電源使用の優先順位について整理が必要。
- ・ 民間ビル借上げの仮庁舎における非常用電源の確保の検討が必要。

(4) 視点4 燃料の確保

I 震災前に実施していた災害対策

①【各施設】

- 各施設においては、非常用発電機のための燃料について、数時間から1日分程度の備蓄を行っていた。

②【車両用燃料】

- 消防車等以外の公用車については、燃料の残量が少なくなり次第、ガソリンスタンドで補給していた。

③【燃料調達における関係機関との調整】

- 平時の燃料調達に係る業者との連絡は、各部署が個別に行っていた。

II 震災発生時の実態

総括：

- 地震・津波による製油所等の被災、停電によるガソリンスタンドの不稼働、道路や鉄道の寸断やタンクローリーの流出による輸送機能の大幅な低下が生じた。これにより、全市的に燃料供給が滞り、燃料の調達が困難となったことから、救助や人員輸送等の災害対応業務のみならず、施設の運転や市営バスの営業をはじめとして、仙台市のすべての業務に多大な影響が生じた。
- 燃料が不足する中、確保した燃料の分配計画が設定されておらず、配分の決定に時間を要した。
- 油種によっても需要のピークに差が出た。
(灯油・A重油：発災直後～電力復旧まで、軽油：発災3週間後以降)
- ガソリン等が救援物資として送られてきたが、法令により危険物貯蔵の許可を受けた施設以外の場所にも大量に保管することとなったため、期間を限り「危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請」により対応した。

①【各施設用燃料】

- 非常用に備蓄していた燃料についても、燃料タンクの残量が少なかったり、数年前に備蓄した燃料をそのままにしていたため劣化が進んでいたりしていたケースがあった。
- 燃料の調達が困難であったことにより、電力の供給が再開された時には非常用発電機用の備蓄燃料が切れる寸前の危機的状態であった施設があった。

②【車両用燃料】

- 緊急車両等（消防車をはじめ緊急の業務を行う公用車）は優先的に燃料調達ができる扱いではあったものの、燃料確保までに時間を要した。また、公用車の中には給油できなかった車両もあった。

③【燃料調達における関係機関との調整】

- 燃料確保のための、市役所内の一元的な情報連絡ルートが確立されておらず、石油連盟や宮城県石油商業協同組合等に対して、各課と災害対策本部が同じ内容の要請を重複して行うといった事案が発生した。
- 平時において各施設に燃料を供給している業者以外は、施設に係る設備等情報（所在地・使用油種・タンク容量・給油口の形状）を把握しておらず、業者が施設まで燃料を運んだが、油種や給油口が合わず、給油できなかったという事案も発生した。
- 自衛隊からの燃料供給にはドラム缶が活用され、一時集積所に納入された後、各使用場所等に分配された。

Ⅲ 震災から得られた教訓と課題

総括：

⇒災害時に燃料を必要とする重要施設や、緊急車両等に優先的に分配する仕組みが必要

- ・ 燃料が極度に不足する場合には、燃料を必要とする全ての施設や車両に燃料を供給できない可能性があることから、優先的に対応すべき重要施設や緊急車両等をあらかじめ把握しておくことが必要。

⇒災害時に調達する燃料を保管し又は取り扱う上での、安全確保策の検討が必要

- ・ 消防法の規定により、危険物製造所等以外で、仮に指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う場合は消防長の承認を受ける必要がある。また、指定数量未満であっても仙台市火災予防条例の規制を受け、届け出が必要となる場合がある。

災害時にはドラム缶等の集積拠点を設定し、指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱うことを前提に検討を進めていることから、集積拠点予定場所においては危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書や標識等の必要物の保管、保有空地を確保できる保管場所の選定、消火器等設備の設置等について、あらかじめ準備をしておくことが必要。

- ・ 当市の自家用給油取扱所において、タンクローリーから燃料を荷卸しする際や給油を行う際には、危険物取扱者の立ち会いが必要となる。また、集積拠点において危険物を仮貯蔵仮取扱いする際も危険物取扱者の立ち会いが望ましい。柔軟なロジスティクスの編成が可能となるよう、有資格者の確保策について検討が必要。

①【各施設用燃料】

⇒各施設で必要な量の把握・見直し、燃料劣化対策が必要

- ・ 非常用燃料について、必要な量の見直しを行うとともに、非常時の利用にも耐えられるよう、定期的に燃料の劣化状況を確認することが必要。

②【車両用燃料】

⇒公用車の燃料補充頻度の見直し、ガソリンの備蓄が必要

- ・ ガソリンスタンドからの燃料調達が困難な場合を想定し、平時より常にタンクの半分程度はガソリンが残っている状態にする等、公用車燃料を一定程度補充しておくことが必要。
- ・ 公用車用燃料で特に需要の多いガソリンについて、一定程度の備蓄が必要。

③【燃料調達における関係機関との調整】

⇒市役所全体の一元的な情報管理、ルール作り、関係機関との事前の情報共有が必要

- ・ 災害時の燃料確保について、情報連絡ルートの設定、市役所全体の一元的な情報管理（ニーズの把握、施設の設備の仕様等の把握、公用車の保有車両台数の把握や緊急度、災害時の稼働想定車両台数等）、及び燃料の集積拠点の設定が必要。
- ・ 事業者から円滑な燃料供給を受けることができるよう、協定締結機関等と事前に重要施設に係る設備等情報（所在地・使用油種・タンク容量・給油口の形状）の共有が必要。

(5) 視点5 通信・情報システム

I 震災前に実施していた災害対策

①【電話】

- ・ 災害時優先電話及び公用携帯電話の整備を進めていた。

→衛星電話

総務企画局（現・総務局）と災害情報センターにおいて、3台を保有していた。また、消防局7台、水道局18台（可搬式6台・内線接続式12台）を保有していた。

→公用携帯電話

二役、各局区長、各局区主管課長等95台を所持しており、その全てが災害時優先電話の指定を受けていた。



▲ 災害時優先電話

回線が優先回線である以外は通常の電話機と見分けがつかないため、赤テープにより明示（受話器部分）している。

②【無線】

- ・ 防災行政用無線を指定避難所等に整備していた。

③【情報システム】

- ・ 情報システムセンターについては建物を免震構造とし、非常用電源設備及び復旧対応マニュアルを整備し、重要な情報については毎日、センター内でバックアップを取得しており、毎月、遠隔地にバックアップテープを保管していた。また、復旧対応マニュアルに基づき、職員や委託業者の定期的な訓練を実施していた。
- ・ 情報システムセンターは、電源喪失対策として2系統の電源、無停電電源装置(UPS)、非常用発電機を設置していた。

II 震災発生時の実態

①【電話】

- ・ 外線電話は輻輳し、関係機関等と連絡が取れなかった。
- ・ 内線電話については一部の庁舎を除き、発災後も正常に通話できた。
- ・ 全国紙に、仙台市災害対策本部の電話番号が「宮城県内の行方不明者の問い合わせ先」として誤掲載されたため、全国から問い合わせが殺到し、災害対策本部の業務遂行に支障が生じた。
- ・ 区役所においては、市内在住者の安否に関する問い合わせの電話が殺到し、対応と確認に時間を要した。

②【無線】

- ・ 防災行政用無線については、報告事項や通信の手法について事前にルールを決めておらず、また、回線数にも限りがあり、1回の通話も3分で切れる設定となっていたため、通話が輻輳し、避難所の開設状況も把握できなかった。
- ・ 防災行政用無線機のバッテリー自体も、数時間から1日程度しか持たないものであった。通信手段を持たせずに職員を現場に向かわせる事案もあった。
- ・ 避難所においては、防災行政用無線機が固定式で通話時間も限られるうえ、避難所職員は避難所内を移動しながら様々な業務に従事するため、災害対策本部と避難所職員との間で連絡が難しい状況であった。他の通信手段に比べると、携帯電話のメールがつながりやすいという理由で、職員の私物の携帯電話を通信手段として使用した事案もあった。
- ・ 衛星携帯電話を保有していたにもかかわらず、職員が保有の事実を知らず、活用されていない部署があった。



← 防災行政用無線 FAX（左）及び防災行政用無線（通話用）（右）

地震の揺れによる転倒防止対策として固定（囲み部分）している。

ただし、無線機の設置にあたっては、非常用電源に繋がっているコンセントに接続することや、連絡上の利便性（例：学校の体育館を避難所としている場合で、無線機を体育館から遠く離れた職員室に置いていないか）等についても考慮する必要がある。

※震災時の防災行政用無線はデジタル移動通信系

③【情報システム】

- ・ 情報システムセンターでは、サーバーラックの位置がずれたり、免震床の破損が生じたほかは、サーバーの転倒等の被害は生じなかった。
- ・ 地震発生後の停電時には、非常用発電機によりシステムの正常稼働を維持したが、余震が頻発していること、非常用発電機の燃料確保と電力の復旧の見通しが立たないこと、各庁舎が停電しており業務端末が利用できない状態であることから、3月12日未明にシステムを停止させた。
- ・ 電源の復旧により、3月13日の夜には庁内 LAN を再開し、窓口業務の体制が整った後の3月17日から順次基幹系システムを再開した。
- ・ 発災当初にはそれぞれの部署が既存のソフトや業務システムにより、被災者支援業務にあたっていたが、被害が甚大であったため扱うべきデータ量が膨大となり、大規模な改修や新システムの開発が必要となり、その構築に時間を要した。

Ⅲ 震災から得られた教訓と課題

①【電話】

⇒代替の通信手段の検討が必要

⇒被災者の安否情報の取扱いの検討が必要

- ・ NTT 交換機や庁舎内の電話設備が被災した場合は、内線電話が不通となることを想定し、庁内の連絡手段についても代替手段の検討が必要。
- ・ 被災者の安否情報に係る問い合わせへの対応の検討が必要。

②【無線】

⇒機器の導通試験・習熟訓練が必要

⇒機器使用のルール策定が必要

- ・ 無線機の使用について、導通試験及び職員への習熟訓練が必要。
- ・ 避難所から災害対策本部への報告事項・報告時間のルールを策定するなど、防災行政用無線の回線容量を超えて輻輳させないための運用ルールの明確化が必要。
- ・ 避難所に向かわせる職員との、防災行政用無線以外の通信連絡手段の検討が必要。
- ・ 災害時には通信手段が制限されることを前提に、個々の職員が上司の指示を仰がずとも、ある程度自分の意志で判断できる能力の獲得が必要。

③【情報システム】

⇒被災者支援のための情報システムの事前検討が必要

- ・ 被災者支援業務のために使用するシステムの事前検討が必要。

(6) 視点6 業務用の消耗品・職員用の物資備蓄

I 震災前に実施していた災害対策

①【食料等】

- ・ 平成7年から、職員用の食料・飲料水の備蓄を推進し、10,000食を確保していた。

②【トイレ】

- ・ 災害用簡易トイレについては、備蓄目標なし。

③【事務用品】

- ・ 文房具やコピー用紙等の業務用の消耗品については、備蓄目標なし。

II 震災発生時の実態

①【食料等】

- ・ 市長部局においては、厚生課から食料・飲料水の払出しを行ったが、十分な量ではなかった。職員は職場に泊まり込みで対応を行った者もあり、毛布等も必要となった。
- ・ 区役所によっては、全く配給がないまま災害対応業務に従事した職員もいた。

②【トイレ】

- ・ 本庁舎については、断水・送水管の破損が生じなかったため、トイレは通常通り使用することができた。
しかしながら発災当時、下水道のポンプ場や浄化センターが被災しており、市中で下水が溢れる恐れがあったため、報道機関を通じ節水の呼びかけを行っている状況であった（実際は、下水の流下・放流機能を維持することができたため、下水道の使用制限は行わなかった）。
- ・ トイレトペーパーは備蓄量が不足し、補充ができず底をついた庁舎もあった。

③【事務用品】

- ・ 業務用の消耗品の不足は特に発生しなかった。

Ⅲ 震災から得られた教訓と課題

①【食料等】

⇒2日分程度の備蓄が必要

- ・ 災害発生の初動期においては、昼夜を問わず対応を継続する必要があるため、2日分程度の職員用の食料の備蓄及び毛布等の準備が必要。
- ・ 市役所・区役所庁舎への配給のルールを検討が必要。

②【トイレ】

⇒庁舎のトイレが使用できなくなる想定が必要

⇒トイレトペーパーの備蓄が必要

- ・ 断水や庁舎内の送水管の破損によって、トイレが使用できなくなる事態の想定が必要。
- ・ トイレトペーパーについて、平時からの備蓄が必要。

③【事務用品】

⇒調達困難となる事態を想定し、一定程度の備蓄が必要

- ・ 災害によって工場が被災する、燃料不足や交通路の寸断によって流通が滞る等の事態に備え、業務用の消耗品については一定程度の備蓄が必要。

第3章 非常時優先業務

この章においては、第2章で検証した6つの視点のうち、**視点1 非常時における業務の対応**に係る課題について検討を行い、災害発生時において本市が実施する「非常時優先業務」について定める。

視点1 非常時における災害対応業務と通常業務の対応状況

i 震災から得られた教訓と課題（第2章から再掲）

①【避難所運営】

⇒全庁的な対応体制が必要

②【非常時に実施する業務の整理】

⇒時系列ごとに実施すべき業務の把握・通常業務の絞り込みが必要

大規模災害の発災時には、市中に多数の避難所を同時に開設することとなり、その開設期間も長期に及ぶこととなるため、市が避難所運営業務を実施するためには、区役所だけではなく全庁的な対応体制が必要となることが東日本大震災の経験により明らかとなった。

また、発災時に職員のマンパワーや燃料等の資源に制約のある中で、速やかに災害対応業務を開始するとともに、継続すべき通常業務を実施するためには、時系列ごとの業務の絞り込みが必要となる。

ここでは、東日本大震災における実際の業務の実施状況を検証し、明らかになった課題を踏まえ、避難所の運営体制について見直しを行うとともに、職員の参集状況や災害対応業務の開始目標時期も勘案しながら、継続すべきあるいは早期に再開すべき通常業務を選定するとともに、その他の通常業務についても業務再開時期の目標を定める。

3. 1 避難所の運営体制の見直し

東日本大震災の発災時においては、避難所運営業務は区役所の業務として位置づけられていた。しかしながら、指定避難所 194 カ所以外にも市民センター等を含め最大で 288 カ所の避難所を開設することとなり、深刻なマンパワー不足が生じた。

区役所職員のみならず本庁職員も応援として避難所の運営業務に携わったが、本庁職員に対する避難所運営に関する事前の研修はほとんど行われておらず、現地に派遣された避難所担当職員間においても、業務の内容や懸案事項等の引継ぎを適切に行えないといった状態であった。

このことを教訓に、平成 24 年度に避難所の運営体制の見直しを行い、平成 25 年度から本庁を中心とした各課が、個別の指定避難所の担当課として、平時から地域及び避難所となる学校との関係づくりを行う体制とした。

なお、勤務時間外に発災した場合においては、発災の最初期において指定避難所の担当課職員が避難所に到着するまでの間、避難所の近傍に居住する事前に指定を受けた職員（指定動員職員）が避難所開設等の初動の体制構築の支援を行うこととした。

また、仙台駅周辺の帰宅困難者対策として、平成 25 年 3 月に、本市と JR 東日本仙台支社との間で、発災から帰宅困難者の受け入れ、一時滞在場所の運営から閉鎖までの時系列ごとの事象に対応する、「災害時における帰宅困難者の対応に関する協定」を締結した。

今後も、避難所の運営が長期化する場合には、避難所の生活環境や衛生環境の改善を図り、避難者に対するきめ細かな対応を行っていく観点が求められる。また、避難所となっている施設の利用再開のため、補助避難所も含めた避難所の集約を行っていく必要がある。

本庁・区役所等の担当指定避難所（R7年4月現在）

局・区	指定避難所 割当数	割当指定避難所の内訳				
		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
総務局	5				5	
まちづくり 政策局	5		3		2	
財政局	30					30
市民局	5		5			
健康福祉局	29		1		28	
こども若者局	10		10			
環境局	6			6		
経済局	5			5		
文化観光局	4		3	1		
都市整備局	12	10	2			
建設局	8					8
会計室	1					1
教育局	25	25				
選挙管理委員会 事務局	1		1			
人事委員会 事務局	1					1
監査事務局	1			1		
農業委員会 事務局	1			1		
各区役所	46	15	9	6	9	7
指定避難所合計	195	50	34	20	44	47

※ 企業局（水道局・交通局・ガス局・市立病院）、危機管理局、こども若者局保育所、建設局下水道関連部門並びに環境局廃棄物処理関連部門及び消防局については、市民生活に必要なライフラインの維持、人命救助活動及び災害対策本部の事務に専念するため、指定避難所の割当は行っていない。

3. 2 非常時優先業務の考え方

(1)「非常時優先業務」の定義

災害応急対策業務及び、早期実施の必要な災害復旧・復興業務（「**災害対応業務**」）並びに、停止することにより市民生活や社会活動への影響が大きい通常業務（「**優先的通常業務**」）を合わせて、「**非常時優先業務**」という。

非常時優先業務

= 災害対応業務 + 優先的通常業務

災害対応業務 … 「災害対策本部の設置・運営」、「避難所運営」、「救援物資搬送」「罹災証明発行」等、災害時においてのみ発生する業務

優先的通常業務… 「通常ごみの処理」、「戸籍届の審査受理」、「食中毒・感染症対策・防疫等の市民の健康管理」等、通常業務のうち災害時も継続又は早期再開すべき業務

(2)非常時優先業務選定の考え方・前提条件

ア 非常時優先業務の選定対象と選定手法

本市の災害対応業務と通常業務の事務分掌の中から、優先度を評価し、非常時優先業務を選定した。

優先度は、市民の生命・財産・権利の保護や、法定処理期限の順守等の観点から選定した。

選定は以下の手順で行った。なお、業務の選定に当っては、供給可能な職員マンパワーとの比較検証を行うなど、選定した業務の実行可能性の確認も行った。

◇非常時優先業務の選定手順

- ① 事務分掌に掲載されている全ての災害対応業務・通常業務について、東日本大震災発生の翌月末までの、時系列ごとの業務の実施状況・課題の全庁調査を実施した。
併せて、震災の反省を踏まえた、災害時における業務の「あるべき姿」についても全庁に照会を行った。
- ② ①で照会した結果を踏まえ、非常時優先業務選定の選定方針（業務開始時期の目安等）を決定した。
- ③ ②の選定方針に基づき、庁内各局・区等で考える、災害時における業務の「あるべき姿」を基本として調整を行い、非常時優先業務を選定した。

なお、選定の内容については、事務分掌の変更や組織改正を踏まえて、年次更新を行っていく。

▼非常時優先業務の選定（アの③）に用いた各課公所別の様式例

事務分掌に規定する各課公所の全ての災害対応業務・通常業務から、非常時優先業務の選定を行った。発災からの経過時間ごとに、どの業務にどれだけのマンパワーを投入するか検討を行い、職員の参集想定から算出した供給可能なマンパワーとの比較検証を行った。

[illegible]

2 業務量の見積り 及び マンパワー過不足評価

[illegible]

イ 選定にあたっての被害想定

選定にあたっての被害の想定は、被災経験及び業務継続の困難性から、「東日本大震災と同規模」とした。

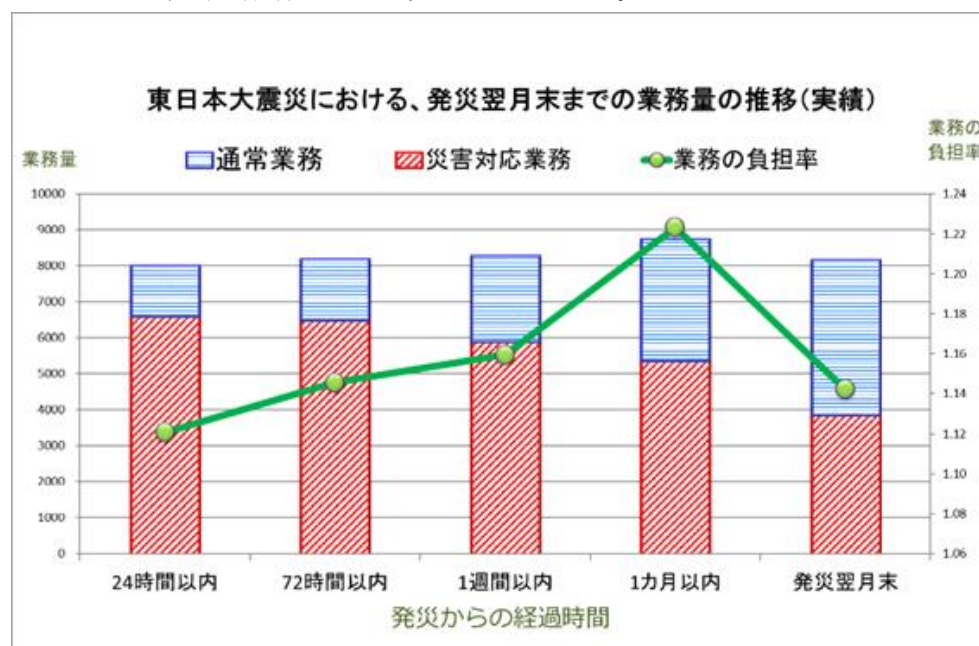
なお、東日本大震災を受けて現在進められている耐震対策・津波対策等の進捗を踏まえて、今後新たな、被害が想定された場合には、随時見直しを行っていく。

ウ 非常時優先業務の選定対象期間

非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整い通常業務への移行が確立され则认为されるまでの期間とされている。本市業務継続計画においては、下記に示す東日本大震災での経験を踏まえ、非常時優先業務の選定対象期間を「発災2カ月以内」とする。

※対象期間を発災2カ月以内とした理由

- ・ 通常業務のうち、計画策定業務や統計関連業務等、市民生活への影響の少ない業務以外は、おおむね発災2カ月以内で再開されていたこと。
- ・ 発災1カ月以内は、災害対応業務量が通常業務量を上回る状況であったが、発災2カ月後においては、災害対応業務量が発災当初の半分程度まで減少し、通常業務量が災害対応業務を上回る状態となったこと。



前述アの①において調査した、東日本大震災の発災後翌月末までの、業務の実施状況の全庁調査の結果は上記のとおりである。

「業務の負担率」は、職員1人が1日8時間働いた業務量を「1」とし、業務量を発災当時の在籍人数で除したものである。

(※グラフ中「業務量」については他都市等の応援職員の担った業務量を含むが、「業務の負担率」を計算する上で用いる在籍人数については発災当時の当市の職員のみを計上している点に留意を要する。)

発災直後は膨大な災害対応業務と、非常時においても停止できない優先的通常業務を中心に実施していたが、通常業務の取扱いについて優先順位の整理を行っていなかったため、発災当日も平常通り通常業務を継続していた部署もあった。

発災3日後は月曜日であったため、窓口事務を再開することとなり通常業務量が増加した。なお、避難所の開設数は3月14日がピークであったが、この日を境に避難者数及び避難所数は減少していった。

4月に入ってから他都市や関係機関等からの応援職員も増加したほか、4月末まで再任

用した定年退職者や新規採用職員といったマンパワーを活用し、多くの業務に人手を割くことができた。通常業務量が災害対応業務量を超えたのは、発災1カ月後のことであった。

エ 職員参集率の想定

東日本大震災の発災は、平日の業務時間中（金曜日の14時46分）であったが、業務継続体制の検討は、必要資源等が災害により制約される中での体制を検討するものであるため、より業務継続が困難となる条件のもとで検討する必要がある。

業務継続が困難となる条件としては、社会的被害が最大となる条件、すなわち、行政対応に対するニーズが最も高くなる条件として、人的被害や建物被害等が最大となる早朝や冬季の夕方が考えられる。

更に、業務継続を困難とする要因として職員の確保が考えられる。具体的には自宅等からの参集を伴う平日夜間や休日と考えられる。

以上の前提から、より厳しい想定として「日曜日の18時発災」と想定し、体制の検討を行う。

職員の参集予測結果（基本モデル）

	発災 3時間 以内	発災 6時間 以内	発災 12時間 以内	発災 24時間 以内	発災 72時間 以内	発災 72時間 経過後
職員参集率：	20%	60%	70%	75%	90%	95%

参集率算定の前提条件

- ・ 市長部局の職員4,014人を対象に、居住地区と勤務先所在地から参集予測を行った。
※当該予測に含まれない消防局、水道局、交通局、ガス局、市立病院、教育局は本予測の結果を準用することとする。
- ・ 発災当日（3時間以内、6時間以内、12時間以内、24時間以内）、72時間以内、72時間後～の6つの時間区分において、参集率の予測を行った。

①距離ベースでの参集可能人数の算出

- ・ 各職員の小学校区単位での居住状況を把握し、勤務先までの経路を徒歩で参集するとした場合に要する時間を所要時間とした。
- ・ 所要時間については、参集所要距離を歩行速度（時速3km）で除した時間に、家族の安否確認等、出発までに要する準備時間（0.5時間）等を加えた時間とした。

$$\text{参集所要時間} = \frac{\text{参集所要距離}}{\text{歩行速度（時速3km）}} + \text{出発までに要する準備時間（0.5時間）}$$

- ・ 設定条件では、冬季休日の18時に発災することとしているが、参集率がより低下する状況をあらかじめ想定しておくことが必要であることから、動員対象となる全職員が自宅から動員先まで、公共交通機関や自動車、自転車等を利用せず徒歩で参集するという条件で予測を行った。
- ・ 徒歩による1日の最大移動距離・移動時間は、冬季の18時の発災を前提としており、気温が低い中、市中が停電した状態で徒歩により移動することは困難が予想されることから、1日の最大移動距離は20kmとした。

⇒以上により、距離的条件に基づく発災後の経過時間ごとの職員参集人員数（距離ベースでの参集可能人数）を算出した。

②参集不能率の算出

- ・ 発災直後は職員自身も交通の混乱等に巻き込まれ、即座に参集を開始できない者が発生することが見込まれること、また、発災から一定の期間が経過した後においても、産休・病休等で出勤が困難である職員が一定数いること、発災後に職員自身や近親者が被災し死亡又は重傷となった場合は参集不可能となること等を考慮して、**参集不能率**(5～20%)を設定した。

参集不能率は、発災直後は主に交通の混乱により参集できない者等を20%程度と考え、その後、時間の経過とともに漸減するものと見込み、長期の休暇・休職の取得者が在籍職員数の5%程度存在することを前提に、最終的な参集不能率を5%と見込む。

なお、東日本大震災においては、仙台市民の死者・行方不明者・重傷者が1,293名(死者987名、行方不明者30名、重傷者276名)であり、これを平成23年3月1日現在の仙台市の推計人口1,046,737人で除した割合は、0.1%であることから、死傷により参集不能となる職員は僅少であると見込む。

③参集率の算出式

①及び②により、次の式により参集率を算出した。

$$\text{職員参集率} = \frac{\text{距離ベースでの参集可能人数} \times (1 - \text{参集不能率})}{\text{在籍人数}}$$

【参考】昭和53年(1978年) 「6・12」宮城県沖地震における職員参集

昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震(マグニチュード7.4、市内震度5)は、本市に多大な被害をもたらし、発災後18分で全職員を動員する「第三次非常配備」が発令された。

昭和53年の6月12日は月曜日であり、発災時刻は17時14分であった。当時は終業時間が16時45分であり、発災時にはまだ714名の職員が業務に携わっていた。

昭和53年宮城県沖地震における、発災当日の職員の参集状況(企業局を除く)

時刻	17:14	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
参集職員数	714人	1,064人	1,394人	1,480人	1,542人	1,558人	1,559人	1,560人

なお、当時の本庁男子職員数は2,243名であった。

(※出典:「'78宮城県沖地震①災害の記録」 昭和54年6月12日 仙台市総務局防災対策室)

オ 非常時優先業務の選定基準

(ア) 災害対応業務について

平成25年4月に見直しを行った「仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】」の第2章第1節において、発災後に実施すべき各応急対策の経過時間ごとの目標を定めた。

▼ 仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】（令和6年6月）第2章第1節より一部抜粋

第1節 応急対策の流れ

〔各部、区災害対策本部〕

時間 応急対策	地震発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位
災害対策本部運営	○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の方針決定・指示 ○災害救助法の適用	○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示	※同左
避難・避難所運営	○避難情報の発令、伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立トイレの設置 ○避難人員、状況の把握 ○災害時給水栓による給水所の開設	○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物資の供給 ○避難人員、状況の把握	※左欄のほかに ○避難者の生活実態の把握 ○避難所の集約、閉鎖
津波対策	○情報の収集 ○避難情報の発令、伝達 ○避難広報の実施	○情報の収集 ○避難情報の発令、伝達 ○避難広報の実施	
帰宅困難者対策	○一斉帰宅抑制の呼びかけ ○一時滞在施設の運営 ○徒歩帰宅の支援 ○帰宅のための情報提供	※同左	
災害情報の収集伝達	○地震・津波に関する情報 ○人命に関する情報 ○被害拡大に関する情報 ○応急対策活動上必要な情報 ※ 災害初動期は上記情報を中心に、右欄の情報等の収集伝達を行う。	○人的被害情報 ○建物被害情報 ○公共施設被害情報 ○土木施設被害情報 ○ライフライン情報 ○消防情報 ○避難所の情報 ○医療救護情報 ○その他の情報	※左欄のほかに ○生活関連情報
市民への広報・広聴	○災害の発生状況 ○余震、津波等に関する情報 ○避難情報 ○避難所等に関する情報 ○二次災害防止に関する情報 ○被害状況の概要等	※左欄のほかに ○ライフラインに関する情報 ○道路、交通に関する情報 ○医療に関する情報 ○教育関連情報 ○災害ごみに関する情報	※左欄のほかに ○罹災証明、義援金関連情報 ○住宅関連情報 ○各種貸付、融資制度情報 ○各種減免措置等の情報 ○復興関連情報

(イ)優先的通常業務について

優先的通常業務は、業務停止に伴う市民生活への影響を考慮し、市民の生命、生活及び財産の保護、法的に期間の定めのある業務等の観点から選定する。

ア 全庁共通業務の取扱い

- ①通常業務の再開は、原則、発災1週間後を目処とするが、以下の事項にも配慮する。
- ・災害対応業務のマンパワー確保の観点から、停止による市民生活や社会活動等への影響が少ない業務は、可能な限り長く停止する。
 - ・住民記録・税務・保健福祉関連事務等、住民情報に係る基幹系システムが必要な業務は原則として発災後1週間後から再開する。
- ②予算や決算、庶務、局区内連絡調整等の共通業務は統一的に取り扱い、特殊要因は適宜調整する。

イ 各区役所・総合支所の共通業務の取扱い

- ・庁舎管理や公用車の管理、会計事務等の区役所の業務遂行上の基本業務は、地震の発生後も継続実施又は早期再開する。
- ・保健福祉センターの業務については、発災直後は、要配慮者対応や感染症対応等の災害対応業務に注力するものとし、原則として、通常業務を1週間停止する。
- ・建設部の業務については、発災1カ月迄は被害調査、応急復旧、交通規制等の災害対応業務に注力する。

(3)非常時優先業務の実施方針

1 市民の命をつなぐ災害対応業務を最優先で実施する。

発災直後は職員マンパワーや燃料等の資源が不足する状況の中、行わなければならない災害対応業務量は膨大である。また、災害対応業務の市民ニーズも、時間の経過とともに変化していく。このため、時系列ごとの優先度に応じた、実施する業務の選択と、これに応じたマンパワーや燃料等の資源の集中が必要である。

そのため、発災直後は全ての災害対応業務を一斉に開始するのではなく、人命救助活動や避難所開設等の市民の生命・身体に関わる災害対応業務を最優先で実施し、その後順次、相談窓口の設置や、罹災証明発行等の生活再建支援業務を実行する。

2 市民生活のライフライン維持のための業務は、災害時でも「継続」する。

企業局（水道局・交通局・ガス局・市立病院）、建設局下水道関連部門及び環境局廃棄物処理関連部門は、市民生活に直結するライフラインであることから、その機能維持、あるいは早期復旧に全力を投入する。消防署・市立病院といった、市民の救助・救急に直結する施設や、上水道の浄水場・下水道の処理場及びポンプ場・その他市有の工場施設といった、機能停止により市民生活に重大な影響を及ぼし、かつ、いったん機能停止した場合に復旧に相当の時間を要する施設については、優先的に機能を維持させる。

また、被災後、市民が事業の再開に向けて、速やかに復旧業務等を進めるためには、学校や保育所等の環境整備も重要である。このように復旧に向けた市民の活動と密接な関係のある市有施設については、避難所運営等の非常時優先業務との兼ね合いを適切に見極めながら、早期再開を進める。

3 災害対応業務に全庁的に取り組むため、通常業務については可能な限り「停止」または「縮小」し、マンパワー確保を図る。

市長部局・区役所等は、発災直後に生じる避難所運営業務等の膨大な災害対応業務を迅速かつ的確に実施するため、平常時に実施している通常業務については、優先度に応じ停止もしくは縮小する。

発生直後においては、災害対応業務に注力するため通常業務を必要最小限に絞り込みを行い、その後はマンパワーの過不足状況など、全庁的な災害対応業務の状況を踏まえつつ、優先度の高い業務から再開を進め、順次、平常の業務体制への回復を図る。

また、区役所の窓口業務については、基本的に発災1週間後の再開を基本とするが、緊急性・重要性の高い業務は1週間以内の再開を目指す。一方、道路・公園・緑地等の被害の対応を行う区役所建設部においては、災害復旧を最優先とするため、業務の停止による影響の少ない通常業務については、可能な限り再開を遅らせる。また、停止または縮小する通常業務については、速やかに市民や業者等に対して様々な情報手段を通じて周知を図る。

なお、業務継続計画を全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えるため、平常時においては業務継続を阻害する要因・課題の解消を図り、業務継続計画の職員等への周知・浸透を積極的に進めながら、万が一に備え、人的資源の確保・配分に係る全庁的な調整を行う仕組みの整備を進めていく。

4 業務遂行に必要となるエネルギー等の必要資源は、「選択と集中」による配分を行う。

災害時には多くの資源調達に制約が課されるため、非常時優先業務で必要とする燃料や公用車等の資源については、庁内各部局の要求する数量のすべてを調達できない場合が想定される。このため、非常時優先業務の中でも特に重要な機能及び停止させてはい

けない業務を洗い出し、優先順位をつけることで、エネルギー等の資源を効果的に配分する。

(4) 発災後の経過時間ごとに、実施する非常時優先業務の概要

発災後は、前掲の(2)の「オ 非常時優先業務の選定基準」や「(3)非常時優先業務の実施方針」に基づき、下記に示したフェーズごとに選定した非常時優先業務を、その業務開始目標を目安として開始することとするが、災害の規模や態様、職員の参集状況等により、災害対応の状況を勘案しながら、適宜、災害対策本部に報告したうえで、業務開始時期の見直しを行うことができるものとする。

フェーズ1 「市民の命をつなぐ」初動段階（発災からおおむね 72 時間）

【実施する主な業務】

- ・ 初動体制の構築（職員参集、対策本部の設置、被害状況把握、避難所開設）
- ・ 人命救助活動（消火活動、救急活動、津波広報）
- ・ ライフライン機能の維持（市立病院、上下水道、ガス、市営交通、廃棄物処理）

東日本大震災においては、発災から約 1 時間後に津波が仙台市沿岸に到達した。また、仙台市における避難者数は発災 1 日後にピークを迎え、発災 4 日目以降から避難者数は大幅に減少していった。

一般に、災害救助においては発災後 72 時間を経過すると生存者救出の可能性は著しく低下するといわれており、この発災 72 時間以内の初動期においては、市民の命をつなぐための初動体制の構築と、人命救助活動を迅速に行う必要がある。

また、市立病院、上水道の浄水機能、下水の処理場及びポンプ場のように、機能停止により広範な被害や影響が発生し、いったん機能停止した場合に復旧に相当の時間を要する施設については、発災時であっても機能を維持することが必要である。

フェーズ2 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階（発災からおおむね 1 週間）

【実施する主な業務】

- ・ 応急対策（相談窓口の設置、建物の危険度判定、道路・公園等の応急復旧）
- ・ 市役所の通常業務の一部再開及び本格復旧の準備

発災直後の生命の危機が去り、電気・ガス・水道・通信といったライフラインの復旧が進み始めると、災害によって生じた被害や、さまざまな課題に対応していく必要が生じてくる。

被害に対する応急対策を進め都市インフラを復旧し、被災者がすみやかに避難所生活から通常の生活へ戻っていくことができる環境づくりを進め、市役所の通常業務についても、必要性・緊急性の高いものから順次再開を進めていく。

フェーズ3 「生活を再建する」復旧復興段階（発災からおおむね 1 週間以降）

【実施する主な業務】

- ・ 被災者の生活再建支援（罹災証明の発行・災害弔慰金の支給・仮設住宅入居募集）
- ・ 市役所の通常業務の本格再開（重要性の低いものは除く）

社会インフラの復旧が進み、他自治体や関係機関等からの大規模な職員派遣応援を得られる状況となり、被災者の支援も応急的なものから生活再建支援を含めた広範な支援へと拡大してゆく。

通常業務についても再開の規模を拡大し、市民サービスの提供水準を徐々に発災前に近づけてゆく。ただし、発災から一定の期間が経過したこの時期においては、被災者支援業務が大幅に拡大する時期でもあり、東日本大震災においても、発災 1 カ月までは被災者支援業務を含めた災害対応業務量が、通常業務量を上回っていたのが実情であった。被災者支援業務を迅速に進めるためには、重要性の低い通常業務については、なお実施を遅らせるとともに、人的資源が不足する被災者支援業務を「全庁的な支援を必要とする業務」と位置づけ、時系列での業務量の変化に応じて、各局・区間の相互応援による支援に加え、他都市等からの受援による人的資源の投入を合理的かつ効果的に行う必要がある。

また、東日本大震災においては、罹災証明発行業務について、内閣府から建物被害認定調査の方法について簡便な方法が示されたことで被害認定が迅速化できたため、証明の発行を早めるこ

とができたり、仮設住宅については当市が用地確保等を迅速に進めたものの、実施主体の県が全県的に平等に事業を進めたため、結果として着工が遅れたりしたといった事例があった。

当市が実施する被災者支援業務は、当市の被害の規模や態様だけでなく、国・県等の対応や方針によっても進捗が左右される点に留意する必要がある。

- ※ フェーズ1からフェーズ3において、人的資源の不足等により、全庁的な支援が必要となることが想定される業務は、下記のとおり。

＜仙台市において想定される「全庁的な支援を必要とする業務」の例＞

- 避難誘導（観光客や帰宅困難者を含む）に関する業務
- 避難所への食料、物資の供給に関する業務
- 罹災証明書の発行（建物被害調査を含む）に関する業務
- 被災者生活再建支援金・義援金等の給付に関する業務
- 災害廃棄物の処理に関する業務
- 住宅応急対策の実施に関する業務

(5) 発災後の経過時間ごとの、全市的な業務開始時期の目安

	経過時間	災害対応業務	優先的通常業務
フェーズ1	3時間以内	災害対策本部の設置、被害状況の把握、職員の安否確認、人命救助活動、避難所の開設	※非常時優先業務の優先順位を整理するにあたっては、発災時間の想定は「18時発災」としており、発災12時間以内は災害対応に専念するものと想定 (平日の業務時間中に発災した場合は、下に示した通常業務の前倒し実施が必要となる。)
	6時間以内	災害救助法の適用	
	12時間以内	被害状況等の広報 道路啓開	
フェーズ2	24時間以内	応援・支援の要請、備蓄食料等の供給	市民の生命保護に必要な業務 市役所機能維持に必要な業務
	72時間以内	交通規制 物資集配拠点の設置運営、被災建物の応急危険度判定	保健衛生に関する重要業務の再開
	1週間以内	支援物資受け入れ調整、罹災証明の申請受付、避難所集約・閉鎖	住民記録関係業務・福祉関連業務等、最低限の窓口業務の一部再開
	1カ月以内	罹災証明の発行、応急仮設住宅入居募集	証明書発行業務等、窓口業務の再開範囲拡大
	2カ月以内	災害弔慰金の支給、復興公営住宅の計画及び整備	
フェーズ3			

3. 3 各局・区等の非常時優先業務

(1) 危機管理局

◇ 主要な担当業務

- ・ 災害情報センターの開設
- ・ 災害対策本部事務局の事務
- ・ 地震・津波被害等の情報の収集・整理
- ・ 職員の動員・配備状況及び避難所開設状況等の確認
- ・ 災害対策本部長指示事項等の伝達
- ・ 国・県・自衛隊等の防災関係機関との連絡調整
- ・ 局横断的な燃料の調達

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

災害情報センターの開設

- ・ 災害対策本部の活動体制を速やかに確立するため、災害情報センターに参集し開設作業を行う。

災害対策本部事務局の事務

- ・ 災害対策本部の事務局として、災害対策本部内の総括庶務事務を行う。

地震・津波被害等の情報の収集・整理

- ・ テレビ等の報道のほか、インターネット、各部及び区本部が災害情報センターに派遣する情報連絡員その他関係機関からの情報等を収集・整理し、災害対策本部長へ災害対応等の具申を行うとともに、被害報を作成する。

職員の動員・配備状況及び避難所開設状況等の確認

- ・ 各部及び区本部へ職員の非常配備について伝達を行い、職員非常呼出システムを起動する。また、各部及び区本部の職員参集状況、情報連絡室の設置状況及び指定避難所の開設状況等の対応状況の確認を行う。

災害対策本部長指示事項等の伝達

- ・ 本部長等の指示を受け、防災指令書等を作成し、指示内容のアナウンスを行う。

国・県・自衛隊等の防災関係機関との連絡調整

- ・ 防災関係機関との連絡体制を確保し、必要に応じ派遣依頼及び活動調整を行う。

局横断的な燃料の調達

- ・ 非常時優先業務実施上必要な燃料の調達を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

III 「生活を再建する」復旧復興段階

収集した被害情報及び災害対応記録の精査・整理

- ・ 災害の緊急対応期を過ぎ、被災者の生活再建やインフラの復旧復興を主とする時期においては、被害報に各インフラの復旧状況を記録しつつ、災害対応記録の精査・整理を進め、課題・教訓等の整理を行う。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3時間以内	☐ 災害情報センターの開設 ☐ 職員の招集・参集状況の把握 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 関係機関、本部等の連絡調整 ☐ 災害対策本部事務局の事務 ☐ 地震・津波情報の収集・整理 ☐ 局横断的な燃料の調達	※非常時優先業務の優先順位を整理するにあたっては、発災時間の想定日時は「休日の18時発災」としており、発災12時間以内は災害対応に専念するものと想定。 (平日の業務時間中に発災した場合は、下に示した通常業務の前倒し実施が必要となる。)
発災3時間後から 6時間以内	☐ 職員の罹災状況の総括 ☐ 災害救助法の適用	
発災6時間後から 12時間以内	☐ 各部及び区本部間の業務の調整 ☐ 災害救助法に基づく各種連絡調整	
発災12時間後から 24時間以内		☐ 室内の事務連絡調整、庶務
発災24時間後から 72時間以内		
発災72時間後から 1週間以内		
発災1週間後から 1カ月以内		
発災1カ月後から 2カ月以内		

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(2)総務局(職員互助会及び職員共済組合を含む)

◇ 主要な担当業務

- ・ 太白区の指定避難所5カ所の運営
- ・ 災害対策本部事務局
- ・ 広報紙・ホームページ等による市民への災害広報
- ・ 文書事務・法制事務の総括
- ・ 職員の安全衛生対策・食料等の調達・公務災害補償

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

災害対策本部事務局の事務

- ・ 広報課は、災害対策本部の事務局として、災害対策本部の事務を行う。

報道機関への情報提供・問い合わせ対応

- ・ 記者会見の実施や記者発表資料による情報提供を行うほか、報道機関からの問い合わせ対応を行う。

広報紙・ホームページによる市民への災害広報

- ・ 広報紙及びホームページによる被害状況等の情報発信を行う。被災者支援や復興状況に関する情報については、ホームページや「市政だより」への特集記事の掲載のほか、必要に応じ新たな広報紙等の作成等を行う。

職員の安全衛生対策・食料等の調達

- ・ 職員が長期にわたり災害対応業務に取り組むうえで必要な後方支援を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

職員の疾病予防対策等

- ・ 災害対応業務の長期化による、職員の疾病リスク等に対応する。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

文書事務・法制事務の総括

- ・ 様々な被災者支援制度や、復旧復興事業を実施するにあたっては、特例措置の実施等のために、既存の条例や規則等を改正する必要性が生じるため、改正案の内容審査等を行う。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 関係機関、本部等の連絡調整 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 災害対策本部事務局の事務 ☐ 災害対策本部長・副本部長（市長・副市長）の秘書 ☐ ホームページによる市民への災害広報に関すること ☐ 報道機関への対応及び報道要請に関すること ☐ 職員の安全衛生に関すること ☐ 職員の食料・毛布等の調達	
発災3時間後から 6時間以内	☐ 職員の罹災状況の総括	
発災6時間後から 12時間以内		
発災12時間後から 24時間以内	☐ 指定管理者の災害対応に関すること ☐ 外郭団体の災害対応に関すること	☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 給与システムの運用管理 ☐ 職員寮の管理
発災24時間後から 72時間以内	☐ 広報紙による市民への災害広報に関すること ☐ 被災者支援情報の収集及び整理に関すること	☐ 職員の公務災害等の補償
発災72時間後から 1週間以内		☐ 市ホームページ、報道機関による広報（通常の運用体制への移行） ☐ 職員の短期給付・長期給付 ☐ 職員の疾病予防対策等
発災1週間後から 1カ月以内		☐ 議案、条例、重要な契約文書等の審査 ☐ 不服申立て、訴訟及び調停の総括 ☐ 職員定数・組織管理 ☐ 給与の支給事務 ☐ 全国都市職員災害共済会地震災害見舞金請求書の受付
発災1カ月後から 2カ月以内		☐ 「市政だより」「くらしのガイド」の発行（通常の運用体制への移行） ☐ 職員互助会の保険給付等 ☐ 職員の研修所研修の企画及び実施

※監査事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局は総務部の一班として災害対応業務を実施する。

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。詳細は各局・区等の計画による。

(3)まちづくり政策局

◇ 主要な担当業務

- ・ 宮城野区の指定避難所3カ所及び太白区の指定避難所2カ所の運営
- ・ 情報システムのデータ及びネットワークの保全
- ・ 各部及び区本部間の業務の調整
- ・ 視察者、見舞者等への対応
- ・ 被災者支援基礎情報システムの運用支援
- ・ 政府、国会等への陳情

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

情報システムのデータ及びネットワークの保全

- ・ 住民記録・税・国民健康保険等の情報を扱う基幹系情報システム及び、庁内事務に使用する内部系情報システム等のデータ及びネットワークを保全し、早期復旧を図る。

各部及び区本部間の業務の調整

- ・ 発災時には、災害の規模や態様、職員の参集状況等により、事前の業務分担にかかわらず、各部及び区本部間において事務の調整を行う必要が生じることが想定されるため、各部及び区本部の業務の実施状況を把握し、必要に応じ部間での業務の調整を実施する。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

視察者、見舞者等への対応

- ・ 本市へ来訪する国内外の政府・地方自治体等からの視察者、見舞者等の接遇や、それら視察者、見舞者等に対し被災状況等について説明を行う際に使用する資料の作成を行う。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

被災者支援基礎情報システムの運用支援

- ・ 被災者一人ひとりにきめ細やかな支援を確実かつ効率的に提供するために、罹災証明書発行・義援金の支給・仮設住宅の入居といった、市役所内のさまざまな部署が所管する支援制度の情報を、庁内で連携して一元的に集約・管理する情報システムの運用支援を行う。

政府、国会等への陳情

- ・ 被災者支援と復旧復興を迅速に実施するためには、国等が所管する法制度について、既存の制度の枠組みを超えた特例措置の創設等を求めるほか、物的・人的な支援を求めていく必要がある。政府、国会等に対し本市の被災状況及び被災地としてのニーズを正確に伝え、必要な支援を要請する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 関係機関、本部等の連絡調整 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 各種庁内情報システムのデータ・ネットワークの保全	
発災3時間後から 6時間以内	☐ 職員の罹災状況の総括	
発災6時間後から 12時間以内	☐ 各部及び区本部間の業務の調整	
発災12時間後から 24時間以内		☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 基幹系及び内部系情報システム・市民利用施設予約システム・情報システムセンターの管理
発災24時間後から 72時間以内	☐ 視察者、見舞者等の接遇・説明資料の作成 ☐ 政府・国会等に対する陳情に関する事	☐ 委託統計調査に関する関係機関との連絡調整
発災72時間後から 1週間以内		
発災1週間後から 1カ月以内		
発災1カ月後から 2カ月以内		

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(4)財政局

◇ 主要な担当業務

- ・ 泉区の指定避難所 30 カ所の運営
- ・ 庁舎の保全及び退避
- ・ 共用車の運行調整、車両の借上げ
- ・ 建物被害認定調査、罹災証明の発行
- ・ 応急仮設住宅建設用地のリストアップに関する業務
- ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請受け付け及び審査
- ・ 市税に関する業務
- ・ 予算の総合調整

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

庁舎の保全及び退避

- ・ 発災後の庁舎の安全を確認し、来庁者、職員の避難誘導を行う。

共用車の運行調整、車両の借り上げ

- ・ 発災直後の初動対応や避難所への巡回等、さまざまな災害対応業務のために利用する公用車の運行調整を行う。また、既存の公用車で不足する分については、レンタカーを確保し、必要とする部署への配分を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

災害時対策に係る予算の総合調整

- ・ 災害に対応するための補正予算の編成等、必要な財政措置を行う。

契約事務の総括

- ・ 災害対応に必要な資機材を調達するため、速やかに業務を再開する。

応急仮設住宅建設用地のリストアップに関する業務

- ・ 国有地のリストが国から提供された場合に、当該リストを都市整備局へ提供する。

災害対応税制の検討

- ・ 災害による被害状況に応じて、納期限の延長や災害減免等の対応方針を策定する。

税電算システムの運用・市税に関する相談

- ・ 市税の課税・納税情報を取り扱い、市民の課税証明書や納税証明書等の発行に用いる税電算システムについては、被災後速やかに復旧作業を行う。
また、市税については、ほぼ毎月いずれかの税目の納期限等が設定されており、在京の法人など市外在住の納税義務者も多いことから、被災後早い段階から問い合わせ等が寄せられることが想定される。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

建物被害認定調査、罹災証明発行

- ・ 罹災証明の判定結果は、様々な被災者支援制度の適用判定の基礎とされるものであり、被災者支援制度の申請期限までに交付を間に合わせるといった時間的制約もあるため、罹災証明に係る一連の業務の中で建物被害認定調査から証明発行までを迅速かつ的確に行う。

被災住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請受付・審査

- ・ 必要な最小限度の居住環境の確保を図るため、被災住宅の応急修理及び土石等障害物（一般廃棄物）の除去に係る申請受付及び審査を行う。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 関係機関、本部等の連絡調整 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 庁舎の保全及び退避に関すること ☐ 管理財産に係る被害の集約 ☐ 共用車の運行調整、車両の借り上げ	
発災3時間後から 6時間以内	☐ 建物被害認定調査準備	
発災6時間後から 12時間以内		
発災12時間後から 24時間以内		☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 庁舎管理の総括 ☐ 税電算システムの運用
発災24時間後から 72時間以内	☐ 災害対策に係る予算の総合調整 ☐ 応急仮設住宅用地の確保 ☐ 災害対応税制の検討	☐ 予算の総括 ☐ 契約事務の総括 ☐ 税務事務の総括 ☐ 市税に関する相談
発災72時間後から 1週間以内	☐ 罹災証明発行準備	
発災1週間後から 1カ月以内	☐ 建物被害認定調査 ☐ 罹災証明発行 ☐ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付	☐ 地方交付税・資金調達 ☐ 契約事務委員会 ☐ 市税収納・還付金の支払
発災1カ月後から 2カ月以内	☐ 市税の減免・徴収猶予	☐ 本庁舎及び分庁舎の管理（通常体制へ移行） ☐ 市税の賦課事務 ☐ 土地・家屋の評価 ☐ 市税の滞納処分

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(5)市民局

◇ 主要な担当業務

- ・ 宮城野区の指定避難所5カ所の運営
- ・ 避難所運営の総括
- ・ 広聴相談・消費生活相談
- ・ 所管市民利用施設の管理の総括及び所管外郭団体との連絡調整
- ・ 戸籍事務・住民情報事務の総括
- ・ 防犯・交通安全対策の総括
- ・ 市民活動団体等の活動支援の総括
- ・ 女性支援センター（女性相談を含む）

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

避難所運営の総括

- ・ 発災直後に開設される全市の指定避難所の総括業務を最優先で実施する。

市民活動団体等の復興支援活動のサポート

- ・ 仙台市市民活動サポートセンターをNPO、NGO等による復興支援活動のサポート拠点として、活動の場の提供及び各種支援活動情報の収集・提供等を実施する。また、被災者の日常の復旧につながるまで、NPO等の活動の支援を継続して実施する。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

戸籍・住民情報に関する業務の総括

- ・ すべての住民サービスの基礎となる戸籍・住民情報関連業務については、被災後速やかに復旧作業を行う。また、必要に応じて住民情報システムから地域ごとの名簿を作成し、避難所での安否確認に活用する。

なお、名簿の作成にあたっては、ドメスティック・バイオレンスやストーカー被害により居所を隠す必要のある避難者もいることに留意する。

災害時における広聴相談

- ・ 発災後の交通・通信の混乱が沈静化した以降は、今後の生活の復旧に関する問い合わせや、災害に乗じた悪質商法に関する相談が急増することが見込まれるため、広聴事務の総括、災害に係る広聴相談及び消費生活相談を実施する。

また、仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置して女性相談を実施するとともに、同センターを運営する公益財団法人せんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

市民生活に関する業務等の再開

- ・ 発災により休止した市民生活に関する業務や所管施設を順次再開する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 関係機関、本部等の連絡調整 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 所管施設の保全及び利用者の保護 所管システム及びデータの復旧 ☐ 災害に係る広聴相談に関すること	
発災 3 時間後から 6 時間以内	☐ せんだい男女共同参画財団との連絡調整 ☐ 市民活動団体等が行う災害支援に係る総合調整に関すること	
発災 6 時間後から 12 時間以内		
発災 12 時間後から 24 時間以内	☐ 所管施設との連絡調整	☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 住民情報システムの運用管理 ☐ 戸籍電算処理システムの運用管理 ☐ 区文化センター・市民センターの管理の総括 ☐ 市民活動サポートセンターの管理 ☐ 男女共同参画推進センターの管理 ☐ 戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務の総括
発災 24 時間後から 72 時間以内	☐ 災害時における消費生活相談に関すること ☐ 女性支援センターに関すること（女性相談を含む）	☐ 広聴事務の総括
発災 72 時間後から 1 週間以内	☐ 交通指導隊との連絡調整 ☐ 他機関相談窓口との総合連絡調整	☐ 防犯・交通安全対策 ☐ 市民の声処理 ☐ 個人番号カードの交付 ☐ 郵送申請による住民票の写し等の交付
発災 1 週間後から 1 カ月以内	☐ 技能職団体への協力要請に関すること	☐ 労働相談
発災 1 カ月後から 2 カ月以内		☐ コミュニティ・センターに係る総合調整 ☐ 安全安心まちづくり推進の総括

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(6)健康福祉局

◇ 主要な担当業務

- ・ 宮城野区の指定避難所 1 カ所及び太白区の指定避難所 28 カ所の運営
- ・ 医療救護及び保健活動
- ・ 被災地の防疫の総括
- ・ 遺体収容・安置・埋火葬の総括
- ・ 被災高齢者・障害者等の援護
- ・ 感染症・ウイルスに係る衛生対策
- ・ 食品衛生に関する調査・監視指導
- ・ 災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、災害義援金の支給、災害援護資金の貸付
- ・ 応急仮設住宅対策の基本方針決定等（必要戸数・入居者決定等含む）
- ・ 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の供与
- ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の総括
- ・ 保険料等の減免

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

医療救護及び保健活動

- ・ 災害時医療連絡調整本部を庁内に設置し、市内医療機関の被災状況等の把握及び医療救護班を避難所救護所に派遣するとともに、宮城県等に被害状況を報告する。また、必要な医薬品・医療器具の調達・配分を行う。
- ・ 保健活動については、災害情報の収集を行ったうえで応援要請の必要性の判断を行い、他自治体からの保健師チーム等の要請及び受入調整を行う。

被災高齢者・障害者等の援護

- ・ 地域包括支援センターや民生委員児童委員等と共に、要配慮者の安否確認を行い、物資提供等の支援を行うほか、協定福祉避難所の開設判断を行う。
- ・ 指定福祉避難所に係る調整及び開設決定を行う。

遺体収容・安置・埋火葬の総括

- ・ 遺体の安置場所を確保し、葬祭業者と連携を行い葛岡斎場において火葬を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

応急仮設住宅対策の基本方針決定

- ・ 都市整備局と連携し、応急仮設住宅対策の基本方針（必要戸数等）を決定する。

応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の供与

- ・ 貸主、本市、被災者の三者契約により本市が借り上げた民間賃貸住宅を、応急仮設住宅として供与する。受付期間の設定は、避難者数の推移などを考慮しながら調整を行う。

応急仮設住宅の入居者決定

- ・ 都市整備局等関係局と連携を取りながら、速やかな入居者決定事務を遂行する。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

食品衛生に関する監視・指導

- ・ 発災後は飲食店等による炊き出しや弁当の路上販売等が行われることが予想されることから、食品衛生に関する指導や無許可営業の取り締まりを行う。
- ・ また、避難所において炊き出しに代わり弁当の提供が行われるようになってからは、弁当の納入を行う弁当製造施設への監視・指導を行う。

住宅の応急修理及び障害物の除去に係る建設業者との契約及び工事費用の支払

- ・ 申込受付・審査を担当する財政局と連携を取りながら、速やかな決定・契約を行う。

災害弔慰金等の支給等

- ・ 災害により死亡された方の遺族に対し災害弔慰金、災害により精神または身体に著しい障害を受けた方に対し災害障害見舞金の支給をそれぞれ行う。
- ・ 災害により著しい被害を受けた方に対し、被災者生活再建支援金の受付を行うとともに、国内外から寄せられた災害義援金の受付及び支給を行う。
- ・ 災害により重傷を負った、または住居等に著しい損害を受けた方に対し、災害援護資金の貸付を行う。

保険料等の減免

- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の一部負担金等及び保険料、国民年金保険料、介護保険のサービス利用者負担額及び保険料の減免に係る総括事務を担当する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 所管施設の保全、利用者の保護 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 医療救護・保健活動 ☐ 被災高齢者・障害者等に係る援護 ☐ 災害時医療連絡調整本部会議 ☐ 指定福祉避難所の調整及び開設決定	
発災 3 時間後から 6 時間以内	☐ 葬祭業者との連絡調整 ☐ 市内医療機関の被災状況等の把握	
発災 6 時間後から 12 時間以内		
発災 12 時間後から 24 時間以内	☐ 遺体の収容、安置場所の確保、 埋火葬の総括 ☐ 被災地の防疫の総括、防疫班の編成 ☐ 防疫用薬剤、資機材の調達・配分 ☐ 被災動物の保護・管理 ☐ 災害時の衛生に関する調査、 試験検査 ☐ 災害ボランティアセンターとの連絡 調整	☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 障害者基本システム管理 ☐ 精神保健福祉・障害総合支援・ 北部・南部発達相談センターの維持管 理 ☐ 国民健康保険事業の総括 ☐ 市民墓地・葛岡斎場の管理 ☐ 生出診療所運営管理
発災 24 時間後から 72 時間以内	☐ 被災障害者に係る相談・指導 ☐ 応急仮設住宅対策の基本方針の検討 ☐ 協定福祉避難所の開設判断	☐ 精神保健福祉の相談指導 ☐ メンタルヘルスの相談・助言・指導 ☐ 北山霊園・葛岡墓園・いずみ墓園の整 備 ☐ 感染症・食中毒に係る細菌・ ウイルス検査
発災 72 時間後から 1 週間以内	☐ 所管施設の一時避難者対策 ☐ 応急仮設住宅対策の基本方針の決定 ☐ 災害弔慰金、災害障害見舞金の受付 準備 ☐ 被災者生活再建支援金の受付準備 ☐ 災害義援金の受付準備 ☐ 災害援護資金貸付の受付準備	☐ 精神保健福祉総合センターの運営 ☐ 国保・医療助成システム運用 ☐ 介護保険の資格・給付等事務の総括 (区役所等の業務再開への対応)
発災 1 週間後から 1 カ月以内	☐ 食品、家庭用品等の衛生に関する 監視・指導 ☐ 応急仮設住宅の入居者の決定 ☐ 住宅の応急修理及び障害物の除去に 係る建設業者との契約及び工事費用 の支払 ☐ 災害時における保険料等の減免の指 導	☐ 民生委員・児童委員に係る事務 ☐ 自立支援医療の決定事務 ☐ 障害者の専門相談支援 ☐ 補装具の処方・適合判定 ☐ 市民健康診査（特定健康診査・特定保 健指導を含む）の総括
発災 1 カ月後から 2 カ月以内	☐ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住 宅）の入退去の管理の総括 ☐ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 ☐ 被災者生活再建支援金の受付 ☐ 災害義援金の受付及び支給	☐ 療育支援 ☐ 発達相談・発達評価 ☐ 栄養改善・歯科保健の総括 ☐ 動物愛護管理・ 狂犬病予防手数料の収納

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
詳細は各局・区等の計画による。

(7)こども若者局

◇ 主要な担当業務

- ・ 宮城野区の指定避難所 10 か所の運営
- ・ 所管施設の保全、利用者の保護
- ・ 保育所の運営・要保護児童の保護
- ・ 子育てとこどもに関する相談
- ・ 母子保健に関する事業
- ・ 保育料等の減免
- ・ 被災児童の相談・指導

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

所管施設等の保全及び利用者の保護

- ・ 発災後の所管施設の安全を確認し、利用者の保護及び職員・指定管理者等の安否確認を行う。また、所管施設における一時避難者の対応を行う。

保育所の運営・要保護児童の保護

- ・ 大規模災害の発生時においては、住民の総力をあげて災害対応を行わなければならない状況となる。災害対応の担い手を最大限確保し、復旧活動を後押しするため、施設の安全を前提とし保育が継続できる体制をとる。
また、児童相談所において、被災により保護が必要になった児童の一時保護等を行う。

子育てとこどもに関する相談

- ・ 面接相談や電話相談により、子育て中の保護者や関係者からの悩みや不安の相談に応じる。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

母子保健に関する事業

- ・ 幼児健診や各種教室など、日程の調整や市民への周知などを行う。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

保育料等の減免

- ・ 災害による保育料等の納入期限の特例延長や、減免及び減額について適用範囲等の決定を行う。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 所管施設の保全、利用者の保護 ☐ 所管施設の一時避難者対策 ☐ 指定避難所の運営	
発災 3 時間後から 6 時間以内		
発災 6 時間後から 12 時間以内	☐ 被災児童の相談・指導 ☐ 要保護児童の緊急一時保護	
発災 12 時間後から 24 時間以内		☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 保育所等の運営に係る指導 ☐ 保育が必要な乳幼児の保育 ☐ 児童の一時保護、生活指導
発災 24 時間後から 72 時間以内		☐ 児童館及び児童センターの運営 ☐ 区役所等の保育関係業務の連絡調整 ☐ 児童・家族に係る相談、調査・支援
発災 72 時間後から 1 週間以内		☐ 母子保健に係る事業の総括 ☐ 子育てとこどもに関する相談 ☐ 仙台すくすくサポート事業 ☐ 子ども及び母子・父子家庭医療費助成事務の総括 ☐ 児童館・保育所等の整備・維持補修 ☐ 青少年の継続通所相談
発災 1 週間後から 1 カ月以内	☐ 災害時の保育料の減免の指導	☐ 児童福祉施設に対する措置費等の支弁 ☐ 青少年街頭指導活動 ☐ 児童・保護者の精神医学的相談 ☐ 子育て家庭に対する支援
発災 1 カ月後から 2 カ月以内		☐ 児童福祉施設等措置費用徴収事務

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(8)環境局

◇ 主要な担当業務

- ・ 若林区の指定避難所6カ所の運営
- ・ がれきの撤去、損壊家屋の解体撤去
- ・ 市民用仮置場・がれき搬入場の設置、運営管理
- ・ 不法投棄・不適正排出対策
- ・ ごみ収集運搬、し尿収集運搬・処理
- ・ 施設の点検・復旧
- ・ 環境保全対策

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

がれきの撤去、損壊家屋の解体撤去

- ・ 「仙台市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物等の収集運搬・処理等に係る方針を定め、がれきの撤去等を行う。

市民用仮置場・がれき搬入場の設置、運営管理

- ・ 被災した家屋の瓦や家具類、食器類などの災害廃棄物が大量に発生した場合、市の処理施設を最大限活用しつつ、必要に応じて、関係機関と調整のうえ一時保管施設である市民用仮置場を設置する。
- ・ 大量に発生する災害廃棄物等を迅速に処理するため、既存施設のみでは処理が困難な場合は、関係機関と調整のうえがれき搬入場を設置する。

ごみ収集運搬、し尿収集運搬

- ・ 委託業者や許可業者と連携し、通常どおりの収集・運搬を早期に再開する。
- ・ 指定避難所等で排出されるごみ、し尿についても、可能な限り通常の委託収集を活用し、必要に応じて、各環境事業所や他都市からの支援部隊等と連携しつつ対応する。
- ・ 各指定避難所に設置された仮設トイレ組立式のし尿収集を行う。また、災害対策本部からの要請に応じ、指定避難所等にレンタルトイレを設置し、し尿収集を行う。

施設の点検・復旧

- ・ 震災発生後、速やかに施設の緊急点検を実施し被害状況等を整理するとともに、復旧及び運転再開に向けた計画を策定し、速やかに施設を復旧させる。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

不法投棄・不適正排出対策

- ・ 廃棄物の不法投棄・不適正排出対策として、他部局等との連携により監視パトロールを行うとともに、不法投棄等に係る情報提供があった場合は、速やかに対応する。
- ・ 災害廃棄物等の処理方法を周知し、不法投棄等の未然防止を図る。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

環境保全対策

- ・ 有害物質を扱う事業場等の被災状況を把握するなど、情報収集に努める。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の被害状況の確認・復旧 ☐ 所管施設の保全、利用者の保護 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 避難所等の防災対応型太陽光発電設備の運転問い合わせ対応	
発災 3 時間後から 6 時間以内	☐ 市民用仮置場・がれき搬入場に関すること	
発災 6 時間後から 12 時間以内		
発災 12 時間後から 24 時間以内	☐ がれきの撤去に関すること ☐ 損壊家屋の解体・撤去に関すること ☐ 災害時の廃棄物の応急収集・処分に関すること	☐ 局内の事務連絡調整、庶務
発災 24 時間後から 72 時間以内		☐ 一般廃棄物の収集運搬計画・実施 ☐ ごみの分別、リサイクル及び適正処理に係る指導・周知・相談 ☐ 一般廃棄物の搬入承認・受入れ
発災 72 時間後から 1 週間以内	☐ 応援職員の受け入れに関すること ☐ 不法投棄・不適正排出対策	☐ 廃棄物処理施設の指導監督 ☐ 廃棄物収集運搬業者の指導監督 ☐ 一般廃棄物の埋立処分
発災 1 週間後から 1 カ月以内		☐ 工場等のばい煙・粉じんの規制・指導 ☐ ごみ集積所の設置・変更等の事前協議・指導 ☐ 不法焼却への指導
発災 1 カ月後から 2 カ月以内		☐ 公害防止対策の総合調整 ☐ 化学物質の排出量の把握

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
詳細は各局・区等の計画による。

(9)経済局

◇ 主要な担当業務

- ・ 若林区の指定避難所5カ所の運営
- ・ 救援物資の受け入れ・管理・配送
- ・ 農林水産業の被害状況の把握・災害復旧対策
- ・ 商工業への支援・雇用対策
- ・ 中央卸売市場の保全
- ・ 局横断的な燃料の調達

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

救援物資の受け入れ・管理・配送

- ・ 発災後に他都市や企業、赤十字等から届けられる救援物資を集配拠点において受け入れ、出入庫管理を行い、避難所への配送を行う。また、中央卸売市場の在庫果物等の避難所等への分配も行う。

局横断的な燃料の調達

- ・ 非常時優先業務実施上必要な燃料の調達を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

農林水産業の被害状況の把握・災害復旧対策

- ・ 震災による被害状況を把握し、国・県に報告する。農地の排水機場等、各種農業施設の復旧、農地のがれき撤去、林道復旧、漁港の復旧作業を行うほか、必要な支援制度を創設する。

商工業への支援・雇用施策

- ・ 災害が発生した場合、市内の事業者は建物や設備への直接の被害のみならず、取引先の営業停止や交流人口の減少といった間接的な被害も被ることとなるため、市内の事業者の被害状況の実態を把握し、事業再開・再生等支援、誘致活動、緊急雇用対策等を行う。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 関係機関等の被害状況の把握 ☐ 所管施設の罹災状況把握、保全、 利用者の保護 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 物資集配拠点における食料等物資 の受け入れ・管理・配送 ☐ 局横断的な燃料の調達	
発災 3 時間後から 6 時間以内	☐ 農地・林地及び農業用・林地施設の 被害状況の把握と復旧 ☐ 商工業の被害状況調査・集約	
発災 6 時間後から 12 時間以内	☐ 各種業界団体からの支援の総括 ☐ 水産業の被害状況把握 ☐ 農業の災害対策の企画立案	
発災 12 時間後から 24 時間以内	☐ 死亡獣畜(畜産業)の収集・処理の 相談 ☐ 被災中小企業に対する支援	☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 市場・食肉市場の衛生管理
発災 24 時間後から 72 時間以内	☐ 農地・農業用施設に係る災害対策 の立案・災害復旧の指導	☐ 水産物部・青果部の卸売業者、仲卸 業者、売買参加者、買出人に対する 業務の指導監督 ☐ 水産物部・青果部・食肉部の事故品 の検査・処置
発災 72 時間後から 1 週間以内		☐ 中小企業金融施策の企画・調整 ☐ 雇用施策に係る総合的な企画・調整 ☐ 商工団体との連絡調整 ☐ 農業振興・農地保全に係る総合的な 企画・調整 ☐ 農業制度資金 ☐ 市場・食肉市場の施設の管理
発災 1 週間後から 1 カ月以内		☐ 地元経済の活性化・地域経済振興 (農業、商工業等)
発災 1 カ月後から 2 カ月以内	☐ 水産業の災害復旧に関すること	☐ 産業振興の推進 ☐ 地元企業の海外進出及び海外企業 との連携促進

※農業委員会事務局は経済部の一班として災害対応業務を実施する。

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。

詳細は各局・区等の計画による。

(10)文化観光局

◇ 主要な担当業務

- ・ 宮城野区の指定避難所3カ所及び若林区の指定避難所1カ所の運営
- ・ 外国人・国際姉妹都市等に関する外部との連絡調整
- ・ 宿泊施設や観光関連機関との連絡調整
- ・ 所管施設の保全、利用者の保護

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

外国人・国際姉妹都市等への対応

- ・ 外国人に係る対応については、交流企画課が仙台多文化共生センター内に仙台市災害多言語支援センターを設置し、仙台観光国際協会と共に、仙台市災害時言語ボランティアや関係機関とも連携を図りながら、支援情報の多言語での情報発信や、電話やEメールによる多言語での相談対応等を実施する。国際姉妹都市等への対応については、交流企画課が各都市からの支援の受入れについて連絡調整事務を行う。

観光客の安全確保

- ・ 観光客の安全な避難・誘導を確保するために必要な、宿泊施設や観光施設との連絡調整を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

III 「生活を再建する」復旧復興段階

文化・スポーツ振興に関する業務の再開

- ・ 発災により中止したイベントについて再開の検討を行うほか、市民の文化・スポーツ振興に関する事業を順次再開する。

観光客の誘致

- ・ 交流人口拡大のためのイベントやキャンペーンを実施するほか、観光資源の魅力を国内外に発信し観光客の増加を図る。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 関係機関、本部等の連絡調整 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 指定動員に関すること ☐ 所管施設の保全及び利用者の保護	
発災 3 時間後から 6 時間以内	☐ 外国人に係る相談及び被害状況の把握、災害広報 ☐ 観光客の安全な避難・誘導の実施に必要な、宿泊施設や観光施設との連絡調整 ☐ 仙台観光国際協会との連絡・調整	
発災 6 時間後から 12 時間以内	☐ 仙台市災害多言語支援センターの設置	
発災 12 時間後から 24 時間以内	☐ 所管施設との連絡調整 ☐ 仙台市災害時言語ボランティアとの連携 ☐ 一時的な宿泊場所の提供に係る、観光関連機関との連絡調整	☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 仙台多文化共生センターの委託運営
発災 24 時間後から 72 時間以内	☐ 国際姉妹・友好都市/協定締結都市からの支援の受入 ☐ スポーツ振興事業団との連絡調整 ☐ 仙台市市民文化事業団、仙台フィルハーモニー管弦楽団との連絡・調整	
発災 72 時間後から 1 週間以内		☐ スポーツ施設の管理 ☐ 青年文化センター及び仙台文学館の管理 ☐ 仙台フィルハーモニー管弦楽団の運営
発災 1 週間後から 1 カ月以内		☐ 外国人の表敬訪問に係る調整 ☐ せんだい演劇工房 10-B0X の管理
発災 1 カ月後から 2 カ月以内		☐ 晩翠草堂の管理 ☐ 交流人口の拡大 ☐ インバウンドの促進

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(11)都市整備局

◇ 主要な担当業務

- ・ 青葉区の指定避難所 10 カ所及び宮城野区の指定避難所 2 カ所の運営
- ・ 仙台駅周辺の帰宅困難者対策
- ・ 宅地・土砂災害等の被害調査
- ・ 被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定の総括
- ・ 避難所として開設した公共施設の安全確認支援
- ・ 応急仮設住宅（借上げ公営住宅等及び建設型応急住宅）の供与・整備
- ・ 復興公営住宅の建設・管理
- ・ 都市整備局所管の避難の丘及び防災集団移転先宅地の被害調査、応急復旧等

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

宅地・土砂災害等の被害調査

- ・ 宅地・土砂災害の被害発生状況を把握する。
- ・ 滑動崩落防止施設等の調査及び復旧を行う。

被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定の総括

- ・ 二次災害防止の観点から、速やかに被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定を実施する。

避難所として開設した公共施設の安全確認支援

- ・ 避難所として開設した市有施設の安全確認支援を行い、施設管理者に対して技術的助言を行う。

都市整備局所管の避難の丘及び防災集団移転先宅地の被害調査

- ・ 防災集団移転先宅地（都市整備局所管）の被害発生状況を把握する。
- ・ 災害時応援協力協定等を活用し、避難の丘（都市整備局所管）の被害発生状況を把握する。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

応急仮設住宅（借上げ公営住宅等及び建設型応急住宅）の供与・整備

- ・ 居住する住家を失った被災者のための応急仮設住宅（借上げ公営住宅等及び建設型応急住宅）の供与・整備を行う。

都市整備局所管の避難の丘及び防災集団移転先宅地の応急復旧

- ・ 都市整備局所管の避難の丘及び防災集団移転先宅地について、被害状況に応じて応急対策等の措置を行う。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

復興公営住宅の建設・管理

- ・ 被災者が入居する復興公営住宅の建設及び管理を行う。

都市整備局所管の避難の丘及び防災集団移転先宅地の本復旧

- ・ 都市整備局所管の避難の丘及び防災集団移転先宅地を復旧する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 関係機関、本部等の連絡調整 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 仙台駅周辺帰宅困難者対策 ☐ 市営住宅の保全 ☐ 市有建築現場等の保全 ☐ 宅地・土砂災害の被害調査 ☐ 公共施設（指定避難所等）の短期的な安全確認の支援 ☐ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備総括	
発災3時間後から 6時間以内	☐ 被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定総括 ☐ 被災宅地の復旧相談 ☐ 滑動崩落防止施設等の被害調査	
発災6時間後から 12時間以内	☐ 災害復旧工事の技術管理	
発災12時間後から 24時間以内	☐ 被災建築物の調査及び復旧指導 ☐ 応急仮設住宅（借上げ公営住宅等）の提供要請・受入れ ☐ 被災者支援相談窓口（住宅）総括 ☐ 滑動崩落防止施設等の復旧対応 ☐ 都市整備局所管の避難の丘及び防災集団移転先宅地の被害調査	☐ 局内の事務連絡調整、庶務
発災24時間後から 72時間以内	☐ 復興公営住宅の計画及び整備 ☐ 市有建築物の災害復旧工事	
発災72時間後から 1週間以内	☐ 被災建築物の応急危険度判定結果に対する相談 ☐ 都市整備局所管の避難の丘及び防災集団移転先宅地の応急復旧	☐ 仙台市宅地保全等審議会 ☐ 都市計画の企画及び調整
発災1週間後から 1カ月以内	☐ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括 ☐ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理	☐ 国補助事業の総括 ☐ 所管土地区画整理事業
発災1カ月後から 2カ月以内		☐ 都市景観・屋外広告物 ☐ 改修促進事業

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
詳細は各局・区等の計画による。

(12)建設局

◇ 主要な担当業務

- ・ 泉区の指定避難所8カ所の運営
- ・ 下水・汚泥処理施設の運転管理
- ・ 道路利用者の安全確保
- ・ 八木山動物公園の飼育動物の保護、展示
- ・ 公園・緑地の利用者の安全確保、災害防止、被害調査、応急復旧等
- ・ 災害復旧活動拠点等、災害時の公園利用の調整
- ・ 所管河川の被害調査、応急復旧等
- ・ 国土交通省への被害報告、緊急災害対策派遣隊派遣要請

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

下水・汚泥処理施設の運転管理

- ・ 下水道の処理施設やポンプ場が停止すると、市中に汚水が溢れる事態となるため、発災時においても稼働を継続する必要がある。

道路利用者の安全確保

- ・ 受託業者等の応援を受けつつ、緊急輸送道路やバス路線から優先的にパトロールし、被害状況に応じて通行規制等の措置を行う。また、人命救助・人命検索に必要な道路や、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

公園利用者の安全確保

- ・ 受託業者や宮城県造園建設業協会等の応援を受けながら、被害の把握を行うとともに、必要に応じて立入り禁止等の措置を行う。また、有料公園施設については、指定管理者等の誘導のもと利用者の安全確保に務める。

災害時の公園利用の調整

- ・ いっつき避難場所、広域避難場所、災害復旧活動拠点（野営場・臨時駐車場・臨時ヘリポート・ボランティアセンター等）、災害廃棄物の仮置場等（市民用仮置場、がれき搬入場）、建設型応急住宅建設用地等、災害時の公園利用について担当部局と調整を図る。

被災河川による二次災害の防止

- ・ 被害状況の把握を行い、緊急業者等の応援を受けつつ、被害状況に応じて立入規制や応急復旧等の措置を行う。

国土交通省への被害報告、緊急災害対策派遣隊派遣要請

- ・ 国土交通省への被害の報告を行いつつ、大規模災害時には、緊急災害対策派遣隊の派遣要請を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

下水道使用料等の賦課・徴収に関すること

- ・ 下水道の使用料等については発災から当分の間、賦課・徴収を停止する。また、納入通知書の発送の延期や、使用料の減免についても検討を行う。

公園・緑地等の災害復旧

- ・ 被害状況の調査を行うとともに、応急措置や立ち入り禁止の措置等行う。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

八木山動物公園の動物の展示・繁殖

- ・ 発災直後は来園者の避難及び飼育動物の保護を行い、被災した施設の安全確認と修復が完了し次第、動物の展示を再開する。

公園・緑地等の施設の再開

- ・ 発災により利用中止となっていた公園・緑地について、復旧完了後順次利用を再開する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の被害調査・応急復旧 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 関係機関、本部等の連絡調整 ☐ 道路・公園利用者の安全確保 ☐ 飼育動物の保護	☐ 水・汚泥処理施設の運転管理
発災3時間後から 6時間以内	☐ 仙台市公園緑地協会との連絡調整	
発災6時間後から 12時間以内		
発災12時間後から 24時間以内	☐ 下水道施設復旧の総合調整 ☐ 災害対策に係る下水道予算の調整 ☐ 国土交通省への報告、災害対策派遣隊要請	☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 下水道広報 ☐ 下水道事業の予算・決算の総合調整 ☐ 浄化センター・ポンプ場の建設・改修・維持・管理 ☐ 下水道管きょ調査・清掃・修繕 ☐ 動物の飼育、動物舎の管理、動物飼料の調達・管理
発災24時間後から 72時間以内	☐ 放流水等の水質検査 ☐ 緊急内水排除ポンプの設置・運転 ☐ 災害時の公園利用の調整	☐ 保存緑地の行為の届出及び指導 ☐ 排水設備等確認申請の受付・協議・検査 ☐ 取付管・公共ますの設置 ☐ 道路の除雪・凍結防止(冬季) ☐ 一・二級準用河川の境界確定、許可 ☐ 都市基盤河川・普通河川の協議 ☐ 広瀬川環境保全区域の許可・指導
発災72時間後から 1週間以内	☐ 道路占有物等の被害調査、二次災害防止の総括 ☐ 私道等に係る災害復旧の補助総括	☐ 土地区画整理事業等事前協議等 ☐ 下水道事業に係る使用料、受益者負担、分担金 ☐ 事業場等からの排出水の水質検査 ☐ 動物園内施設の維持管理・整備
発災1週間後から 1カ月以内	☐ 下水道事業の財産管理に係る被害の集約	☐ 道路の新設及び改築 ☐ 東部復興道路・津波避難道路の新設・改築 ☐ 下水道事業に係る支払い事務 ☐ 事業場等からの排出水に対する水質管理の指導・監視 ☐ 公設浄化槽の設置・更新工事 ☐ 一・二級・準用・都市基盤・普通河川の工事・維持
発災1カ月後から 2カ月以内	☐ 下水道使用料等の賦課・徴収に関すること	☐ 道路に関する整備計画・基本方針 ☐ 公園緑地の設置、区域変更、廃止等 ☐ 下水道台帳の作成・管理 ☐ 動物の展示・繁殖

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(13)会計室

◇ 主要な担当業務

- ・ 泉区の指定避難所1カ所の運営
- ・ 局横断的な燃料の調達
- ・ 災害時の出納
- ・ 支出書類の審査・確認

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

局横断的な燃料の調達

- ・ 非常時優先業務実施上必要な燃料の調達を行う。

災害時の出納の準備

- ・ 被災によって生じる各種の支払いに備え、必要な支払準備資金を確保する。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

災害時の出納処理

- ・ 緊急支払い等についての相談に対応する。
- ・ 災害対応の支払いを滞りなく行う。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

支出書類の迅速な審査・確認

- ・ 復旧、復興が進むにつれて市が支出する件数は増大していくため、支出負担行為・支出命令等の審査確認及び支出を迅速に行う。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 指定避難所の運営 ☐ 局横断的な燃料の調達	
発災3時間後から 6時間以内	☐ 災害時の出納（金融機関との協議）	
発災6時間後から 12時間以内		
発災12時間後から 24時間以内		☐ 室内の事務連絡調整、庶務 ☐ 財務会計（会計管理システム）
発災24時間後から 72時間以内		☐ 支出負担行為・支出命令等の審査確認 ☐ 公金の収納・支払 ☐ 用品会計の管理
発災72時間後から 1週間以内		☐ 歳計外現金の出納保管、支出証拠書類の整理
発災1週間後から 1カ月以内		☐ 有価証券の出納保管
発災1カ月後から 2カ月以内		☐ 物品会計の管理 ☐ 決算書作成

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(14)区役所・総合支所

◇ 主要な担当業務

- ・ 区災害対策本部の設置・運営
- ・ 避難所の開設・運営等
- ・ 所管施設の保全及び利用者の保護
- ・ 共用車の運行調整
- ・ 被災建築物応急危険度判定
- ・ 道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査、応急復旧等
- ・ 備蓄物資・救援物資に関すること
- ・ 被災地・避難所の救護・保健活動及び食中毒・感染症対策・防疫等健康危機管理
- ・ 罹災証明の受付

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

区災害対策本部の設置・運営

- ・ 区長を本部長とし、被災状況の把握、区としての災害対応方針を決定する

所管施設の保全及び利用者の保護

- ・ 発災後の庁舎の安全を確認し、来庁者、職員の避難誘導を行う。

地域における医療救護活動への支援

- ・ 地域医療機関や医療救護班等との連携の下に、管内医療救護活動への支援を行う。

共用車の運行調整

- ・ 発災後の初動対応や避難所等への移動等様々な災害対応業務のために利用する公用車の運行調整を行う。

被災建築物応急危険度判定

- ・ 二次災害防止の観点から、速やかに被災建築物の危険度判定を実施する。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

被災地及び避難所の食中毒・感染症予防・防疫等健康危機管理

- ・ 発災後、急激に悪化する生活環境に対して、住民や被災者の生命の安全を確保するため、救護・保健活動及び食中毒・感染症の発生・拡大に備えた防疫活動を実施する。

道路、公園、緑地等の災害復旧

- ・ 道路利用者や公園・緑地等利用者の安全確保を行うとともに、災害対応活動に影響のある道路・公園・緑地等の復旧等を優先して行動する。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

罹災証明の受付

- ・ 罹災証明は、様々な被災者支援制度の適正判定の基礎となるものであり、被災者支援制度の申請期限までに交付を間に合わせるといった時間的制約もあるため、迅速に窓口を開設する。

災害義援金等の受付

- ・ 被災者の生活再建のため、災害義援金、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害障害見舞金の窓口を迅速に開設する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 区災害対策本部の設置・運営 （区本部事務局に關すること） ☐ 関係機関、本部等の連絡調整 ☐ 共用車の運行調整 ☐ 避難所の開設・運営に關すること ☐ 避難広報 ☐ 避難者の誘導、収容等に關すること ☐ 来庁者、職員の避難誘導保全及び利用者の保護に關すること ☐ 要配慮者の支援に關すること ☐ 道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に關すること ☐ 災害対策上重要な道路の緊急啓開及び交通規制に關すること ☐ 被災建築物応急危険度判定に關すること	
発災 3 時間後から 6 時間以内	☐ 区本部備蓄物資・救援物資に關すること ☐ 遺体安置所の開設・運営に關すること ☐ 区本部における燃料在庫及び需要の把握	
発災 6 時間後から 12 時間以内		
発災 12 時間後から 24 時間以内	☐ 被災者に対する保健相談及び指導に關すること ☐ 被災地及び避難所における防疫・衛生・感染症予防に關すること ☐ 被災建築物応急危険度判定の調査及び復旧指導に關すること ☐ 避難所内救護所の開設、医療救護班の活動支援 ☐ 避難所等における救護・保健活動 ☐ 罹災証明の受付に關すること	☐ 精神障害者に係る緊急対応 ☐ 区役所内の事務連絡調整、庶務 ☐ 生活保護法による保護 ☐ 戸籍に係る届の審査受理 ☐ 埋葬及び火葬の許可
発災 24 時間後から 72 時間以内	☐ 災害に係る広聴相談に關すること ☐ 災害対策に係る予算の執行に關すること	☐ 公金の支払い及び収納
発災 72 時間後から 1 週間以内	☐ 罹災証明の受付に關すること ☐ 被災建築物応急危険度判定の結果に対する相談に關すること	☐ 母子保健及び母体保護 ☐ こども家庭総合相談 ☐ 資格確認書等の交付・管理 ☐ 保険料の徴収及び徴収猶予(国保) ☐ 児童手当受給者の認定・支給
発災 1 週間後から 1 カ月以内	☐ 被災に伴う市税、保険料等の減免申請の受付 ☐ 避難所の集約・閉鎖	☐ 戸籍謄抄本等の交付 ☐ 住民票の写し等の交付 ☐ 印鑑登録証・印鑑登録証明書の交付 ☐ 住民異動届・これに伴う国民健康保険、国民年金及び介護保険に係る受付 ☐ 市税及び個人の県民税に係る証明 ☐ 幼児健康診査、健康相談・教育、訪問指導 ☐ 身体・知的・精神障害者の保健福祉 ☐ 障害者・高齢者相談 ☐ 保険料の賦課及び調定(国保・介護) ☐ 医療給付に係る各種申請書の提出の受付 ☐ 建築相談
発災 1 カ月後から 2 カ月以内	☐ 災害義援金、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害障害見舞金等の受付	☐ 道路・公園・緑地等のパトロール・応急補修 ☐ 戸建木造住宅耐震診断、改修促進事業

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
また、区毎の被害の状況により、開始時期は前後することがある。詳細は各局・区等の計画による。

(15)消防局

◇ 主要な担当業務

- ・ 警防本部・署隊本部の設置・運営
- ・ 災害の覚知・管制
- ・ 消火・救急・救助活動
- ・ 各種災害・被害情報の収集・整理
- ・ 住民への避難広報・災害広報
- ・ 緊急消防援助隊の受援調整

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

消防力を結集し要救助者の救出、市民への避難広報、各種災害対応にあたる

- ・ 消防局長を警防本部長とし、災害発生状況や被害状況に応じて消防局の活動方針を決定し、各種災害対応にあたる。
- ・ 各消防署長を署隊本部長とし、消防局の活動方針に基づき管内の災害発生状況や被害状況に応じて消防署の活動方針を決定し、各種災害対応にあたる。
- ・ 災害情報を収集し、関係機関等に情報を配信する。
- ・ 津波等の避難広報活動を実施する。
- ・ 消火・救助救出・救急救護体制を確保する。
- ・ 消防相互応援・広域応援体制に関する連絡調整を実施する。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

大規模火災対応・津波被害区域等の検索活動の実施・余震や電力復旧等に伴う二次災害対応

- ・ 消防局長を警防本部長とし、市内の災害発生状況や被害状況に応じて消防活動方針を決定し、各種災害対応にあたる。
- ・ 各消防署長を署隊本部長とし、管内の災害発生状況や被害状況に応じて消防活動方針を決定し、各種災害対応にあたる。
- ・ 応援部隊と連携した重点的な救助活動を展開する。
- ・ 災害情報を収集し、関係機関等に情報を配信する。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

大規模火災対応・津波被害区域等の検索活動の実施・余震や電力復旧等に伴う二次災害対応

- ・ 消防局長を警防本部長とし、市内の災害発生状況や被害状況に応じて消防活動方針を決定し、各種災害対応にあたる。
- ・ 各消防署長を署隊本部長とし、管内の災害発生状況や被害状況に応じて消防活動方針を決定し、各種災害対応にあたる。
- ・ 災害情報を収集し、関係機関等に情報を配信する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 警防本部・各署隊本部の設置・運営 ☐ 市内の災害発生状況及び被害状況の把握 ☐ 消防局庁舎の非常用自家発電設備の作動状況・継続可能時間（重油残量）の把握 ☐ 非常配備基準に基づく災害規模に応じた職員、団員の招集及び参集状況の報告 ☐ 職員、団員の安否確認及び罹災状況把握 ☐ 所管施設の罹災状況の把握 ☐ 装備車両等の被害状況の把握 ☐ 市災害対策本部への派遣及び連絡調整 ☐ 県災害対策本部等への派遣及び連絡調整 ☐ 自衛隊、警察、他消防機関との連絡調整 ☐ 国、県、他関係機関との連絡調整 ☐ 災害協定締結団体等との連絡調整 ☐ 消防活動方針の決定及び各種災害対応の検討 ☐ 各種災害対応会議の開催 ☐ 医療機関との連絡調整 ☐ 避難広報及び避難誘導 ☐ 報道機関等に対する情報提供 ☐ 消防車両等の燃料確保及び補給体制の確保 ☐ 災害対応資機材の調達確保 ☐ 食料等の調達確保 ☐ 石油コンビナート等特別防災区域における災害対応 ☐ 危険物・高圧ガス等許可施設の被害状況の把握と火災危険の排除 ☐ 惨事ストレス、ストレスケア対策	
発災 3 時間後から 6 時間以内		
発災 6 時間後から 12 時間以内		
発災 12 時間後から 24 時間以内		☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 職員の勤務体制の調整 ☐ 職員の労働条件、安全衛生、給与等に関すること
発災 24 時間後から 72 時間以内		
発災 72 時間後から 1 週間以内		☐ 激甚災害等に伴う消防関係手数料の減免指定 ☐ 危険物や高圧ガス等の許可・承認事務及び検査
発災 1 週間後から 1 カ月以内		
発災 1 カ月後から 2 カ月以内		

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(16)教育局

◇ 主要な担当業務

- ・ 青葉区の指定避難所 25 カ所の運営
- ・ 児童生徒の安全確保と安否確認
- ・ 所管施設等の保全及び利用者の保護
- ・ 学校施設の管理
- ・ 指定避難所の施設管理者と協働して避難所を運営
- ・ 学校及び学校給食の早期再開
- ・ 被災児童生徒への心のケア
- ・ 学用品の支援
- ・ 所管施設の再開

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

児童生徒の安全確保と安否確認

- ・ 児童生徒が校内に所在する場合は、安全を確保し、校庭に避難誘導し安否確認を行った後、保護者へ引き渡す。学校に所在していなかった者については、全員の安否確認を行う。

所管施設等の保全及び利用者の保護

- ・ 発災後の所管施設の安全を確認し、利用者の保護及び職員・指定管理者等の安否確認を行う。また、所管施設における一時避難者の対応を行う。

学校施設の管理

- ・ 発災後速やかに、避難所として使用する学校施設の安全確認を行う。
- ・ 学校施設の使用の可否について、応急危険度判定を行う。使用できない学校の代替施設の確保を図るとともに、学校の早期再開に向けて応急工事を実施し、その後、抜本的な復旧工事を行う。

指定避難所の協働運営

- ・ 地域団体、避難者、市の避難所担当職員と協働して「避難所運営委員会」を立ち上げ、運営を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

学校及び学校給食の早期再開

- ・ 被害状況に応じて再開方針を定め、校舎の安全を確保するとともに校舎が使用できなくなった学校は、必要な教室や校庭等を確保し、早期の再開を目指す。また、学校の再開にあわせ、学校給食を再開する（給食センター業務の再開）。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

被災児童生徒の心のケア

- ・ 被災した児童のために、緊急支援チームやスクールカウンセラーの配置等各種の施策を行う。

学用品の支給

- ・ 被災した児童生徒に対し通学用品や文房具等を支援する。

所管施設の再開

- ・ 社会教育施設など所管施設の再開に向けた準備や連絡調整を行う。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 児童生徒の被災状況把握 ☐ 所管施設の被害調査・応急復旧 ☐ 所管施設の保全・利用者保護 ☐ 学校関係・関係機関等の連絡調整 ☐ 避難所運営	
発災 3 時間後から 6 時間以内		
発災 6 時間後から 12 時間以内	☐ 災害時における授業の確保又は再開の計画の総括	
発災 12 時間後から 24 時間以内	☐ 学校施設等の応急危険度判定 ☐ 災害時の教育相談の総括	☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 市有施設の維持・財産管理 ☐ 学校の維持修繕 ☐ 文化財の保護管理
発災 24 時間後から 72 時間以内		☐ 児童生徒の就学・就学援助 ☐ 学校運営経費の経理、学校用備品・教材教具の整備 ☐ 給食センターの維持・財産管理 ☐ 学校再開のための準備・連絡調整 ☐ 学校給食再開のための準備・連絡調整 ☐ 社会教育施設資料の整理 ☐ 各種システムの保守点検
発災 72 時間後から 1 週間以内	☐ 学校施設等の応急工事 ☐ 通学路の被害状況の集約・応急復旧の要請 ☐ 災害時における授業の確保に必要な教職員の確保	☐ 職員の任免・服務・給与・安全衛生 ☐ 学校施設保守点検・業務委託管理 ☐ 学校の再開 ☐ 学校給食の再開（給食センター業務の再開）
発災 1 週間後から 1 カ月以内	☐ 被災児童生徒に対する学用品の給与	☐ 授業料、修学資金等支援 ☐ 教育支援センターの再開 ☐ 社会教育施設の管理運営
発災 1 カ月後から 2 カ月以内	☐ 抜本的な復旧・改築工事の手法検討並びに工事着手 ☐ 災害復旧補助金等の申請、現場調査	☐ 教育行政の総合的な企画調整 ☐ 学校施設の維持管理・新增改築等 ☐ 就学時健康診断、給食指導等 ☐ 教育相談・不登校対策等 ☐ 国庫補助申請 ☐ 社会教育施設の再開 ☐ 市民センター事業の総合調整

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(17)議会事務局・行政委員会事務局

◇ 主要な担当業務

- ・ 所定の指定避難所1カ所の運営(議会事務局除く。)
- ・ 応急仮設住宅の入居者募集・受付、入退去・管理
- ・ 災害時における議会事務
- ・ 農林水産業の被害状況の把握

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

応急仮設住宅の入居者募集・受付

- ・ 被災した市民のために応急仮設住宅の入居者の募集とその受付を行う

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

III 「生活を再建する」復旧復興段階

応急仮設住宅の入居管理

- ・ 応急仮設住宅の入居管理を行う。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告【共】 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握【共】 ☐ 関係機関等の連絡調整【共】 ☐ 指定避難所の運営【選】【人】【監】【農】 ☐ 災害時における議会事務【議】	
発災3時間後から 6時間以内		
発災6時間後から 12時間以内	☐ 農林水産業の被害状況の把握等【農】	
発災12時間後から 24時間以内		☐ 局内の事務連絡調整、庶務【共】 ☐ 事務局の人事・文書・予算・決算等【共】 ☐ 一般・特別会計及び公営企業会計の例月出納検査・決算審査等【監】 ☐ 住民の直接請求等に基づく監査等【監】 ☐ 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会【議】
発災24時間後から 72時間以内		☐ 請願・陳情等【議】
発災72時間後から 1週間以内		☐ 議会からの意見書等【議】 ☐ 総会【農】
発災1週間後から 1カ月以内	☐ 応急仮設住宅入居者の募集・受付【選】【人】【監】 ☐ 応急仮設住宅入退去等の管理【選】【人】【監】 ☐ 水産業の災害復旧に関すること【農】	☐ 議長会議【議】 ☐ 政務活動費【議】 ☐ 会議録【議】 ☐ 都市監査委員会会務【監】
発災1カ月後から 2カ月以内		☐ 人事委員会の会議、職員の苦情相談【人】 ☐ 条件付き採用・臨時的任用【人】 ☐ 議員派遣、議決結果【議】

凡例 【共】：議会事務局、各行政委員会事務局共通

【選】：選挙管理委員会事務局関連業務 【人】：人事委員会事務局関連業務

【監】：監査事務局関連業務

【農】：農業委員会事務局関連業務

【議】：議会事務局関連業務

※災害対応業務について、監査事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局は総務部、農業委員会事務局は経済部の一班として実施する。

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。詳細は各局・区等の計画による。

(18)水道局

◇ 主要な担当業務

- ・ 水道局危機対策本部の設置と災害対応体制の確立
- ・ 浄水場の運転継続による浄水処理および水質監視機能の維持
- ・ 水道施設の被害状況把握
- ・ 断水区域への応急給水活動
- ・ 水道施設被害の復旧作業
- ・ 市民への災害対応情報の発信
- ・ 他都市や応援協定締結団体からの受援体制の確立

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

水道局危機対策本部の設置

- ・ 水道事業管理者を本部長とし、復旧目標や水運用、応急給水、復旧計画等、水道局全体の災害対応方針を決定する。

浄水場の機能維持と水質監視

- ・ 浄水場の運転を継続し、市民生活を支えるライフラインとして必要不可欠な浄水処理と水質監視機能を維持する。

応急給水活動

- ・ 給水車による災害拠点病院等への運搬給水と、市立小中学校・高等学校等に設置している災害時給水施設や仮設水槽による給水所を開設し、断水区域への応急給水を行う。

水道施設の復旧

- ・ 水道施設に発生した被害を把握し、早期復旧による断水の解消を図る。

災害対応情報の発信

- ・ 災害対応情報の報道機関への提供、水道局ホームページへの掲載等の様々な方法で水道施設の被害状況、給水所の開設状況、復旧の見込み等について市民への情報発信を行う。

他都市応援隊等との連携

- ・ 断水と水道施設被害の状況に基づき他都市や日本水道協会(JWWA)へ応急給水と復旧の応援を要請し、受入れから情報共有、作業指示による協力体制を確立する。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

上記初動段階の業務を継続することにより、通常給水を目指す。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

通常業務の再開

- ・ 復旧の進捗状況に応じて、水道事業の通常業務を順次再開する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3時間以内	☐ 水道局危機対策本部の設置 ☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況の把握 ☐ 関係機関、本部等との連絡調整 ☐ 報道機関との連絡・市民への広報 ☐ 庁舎・各種設備等の被害状況把握と安全確保 ☐ 情報ネットワークシステムの機能確認と保全 ☐ 監視制御システム・施設管理システムの機能確認 ☐ 業務用無線設備の機能確認 ☐ 水質検査機器類の性能評価 ☐ 監視制御システムによる水道施設機能の異状把握 ☐ 水道施設の被害状況調査・把握・緊急対応 ☐ 漏水通報、要望、苦情等受付対応 ☐ 他都市への情報提供	☐ 浄水場等の運転管理と水質監視 ☐ 配水所等の計器監視 ☐ 監視制御システムの運営管理 ☐ 水道関係団体((公社)日本水道協会)との連絡調整
発災3時間後から 6時間以内	☐ 水運用計画と幹線レベルの復旧計画の立案 ☐ 応援協定締結団体への応援要請 ☐ 食料・寝具等の調達・配付	
発災6時間後から 12時間以内	☐ 災害拠点病院等への運搬給水実施 ☐ 災害時給水施設による給水所開設 ☐ 他都市への応援要請	
発災12時間後から 24時間以内	☐ 水運用計画に基づく水系切替作業 ☐ 応急給水計画の立案 ☐ 仮設水槽による給水所開設 ☐ 復旧作業の実施 ☐ 燃料・薬品・復旧用資機材の調達 ☐ 応援隊受入施設の確保 ☐ 緊急車両の申請 ☐ 職員等の救護と健康管理 ☐ 国及び県への被害状況の報告 ☐ 災害対応活動の記録	☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 庁舎管理、施設維持管理
発災24時間後から 72時間以内	☐ 自家発電設備用燃料の運搬・補給 ☐ 応援隊の受入れと指示	
発災72時間後から 1週間以内		
発災1週間後から 1カ月以内		☐ 漏水調査・その他修繕 ☐ 給水装置工事の設計審査・指導 ☐ 水道料金・下水道使用料に関する業務 ☐ 工事・委託・物品等の支払 ☐ 各種申請等の窓口業務 ☐ 水質監視、水質検査業務 ☐ 浄水・受水・配水の計画・調整
発災1カ月後から 2カ月以内		☐ 各種水道施設工事の設計・監督 ☐ 各種工事の受付・立会い・指導

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
詳細は各局・区等の計画による。

(19)交通局

◇ 主要な担当業務

- ・ 発災直後の安全確保(乗客・乗務員)
- ・ 帰宅困難者への対応
- ・ 所管施設の管理
- ・ 乗務員と燃料の確保
- ・ 外部との連絡調整
- ・ 広報・広聴相談
- ・ (バス)路線運行の早期再開
- ・ (地下鉄)安全確認を行った区間からの運行再開

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

発災直後の安全確保

- ・ 地震発生時は、運行中のバスは、安全な場所で乗客を降ろす。地下鉄は、地上の安全確認を行ったうえで、駅構内や列車内の乗客を駅舎外へ避難誘導する。その際、負傷者が発生した場合は、適切な救護処置を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

(バス)各路線の早期再開と燃料確保

- ・ 安全が確認された主要幹線から運行を再開するとともに、状況により地下鉄の運行不能区間の振り替え輸送を行い、市民の足を確保する。また、乗務員と車両の燃料の確保を図る。

(地下鉄)早期の運転再開と電力の確保

- ・ 安全確認を終了した区間から、運転を再開し、市民の足を確保する。また、営業再開に必要な電力の確保に努める。

運行状況の広報

- ・ ダイヤの切り替え、迂回運行及び区間運行のお知らせ等について、交通局ホームページや交通局公式X(旧 Twitter)、バス停、駅への掲示等により情報提供を行う。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

通常運行の再開

- ・ 道路等の復旧の進捗状況に応じ、順次通常運行を再開する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の被害状況の把握・安全確保・初期対応・復旧 ☐ 関係機関・本部等との連絡調整、 ☐ 乗客の保護・負傷者の救護等 ☐ 報道機関への連絡、市民への広報 ☐ 災害時の乗客輸送対策・緊急輸送対策 ☐ バス車両の緊急修理対策等 ☐ 総合管理システム等の修理復旧 ☐ 電力設備・施設の復旧対策、電力確保	
発災 3 時間後から 6 時間以内		
発災 6 時間後から 12 時間以内		
発災 12 時間後から 24 時間以内		☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 庁舎管理、施設維持管理、財産管理 ☐ 職員の労働条件、安全衛生、任免、懲戒、給与等 ☐ バス車両の整備・検査・点検 ☐ バスの運行管理 ☐ 営業所の自動車・燃料の管理 ☐ 地下鉄駅業務・施設管理 ☐ 地下鉄の運行管理・保守
発災 24 時間後から 72 時間以内		☐ 現金・有価証券・乗車券等の出納・保管 ☐ 請負契約に係る各種工事等の検査・物品・資材の検収 ☐ 自動車路線の調査・維持管理 ☐ 所管駅の駅業務、駅施設の管理 ☐ 高速鉄道車両の計画、設計等・検査
発災 72 時間後から 1 週間以内		☐ 運行管理システム・電力設備の保守管理
発災 1 週間後から 1 カ月以内		☐ 予算・決算の総合調整 ☐ 自動車輸送の事業計画策定・調整 ☐ 高速鉄道乗務員等の養成・指導・教育訓練 ☐ 建築施設・電力設備・運行システム等工事の施工管理・監督
発災 1 カ月後から 2 カ月以内		☐ 自動車輸送の路線計画の策定 ☐ 高速鉄道の土木施設の維持管理

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
詳細は各局・区等の計画による。

(20)ガス局

◇ 主要な担当業務

- ・ ガス局災害対策本部の設置と対応体制の確立
- ・ ガス関連施設等の被害状況の把握
- ・ 復旧作業(閉栓・開栓、本支管・内管の修繕・復旧)
- ・ 日本ガス協会(JGA)との連携(応援要請)
- ・ 広報活動

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

ガス局災害対策本部の設置

- ・ ガス事業管理者を本部長とし、被害状況の把握と供給を停止するブロックの判断を行うとともにJGAへの応援要請等、ガス局全体の方向性を決定する。

復旧作業

- ・ 復旧方針や復旧計画の作成及び復旧作業に係る体制整備、資機材の準備等を行い、復旧閉栓作業を開始するとともに、供給継続地区のガス漏えい等の対応にあたる。

応援要請

- ・ 供給を停止した場合はJGA等に応援要請を行う。

問い合わせ対応

- ・ ガス漏えい等に関する通報の受付対応等を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

JGA応援隊の受け入れ

- ・ JGAと情報共有を図り、JGA応援隊の円滑な受け入れと早期復旧に向けた協力体制を確立する。

復旧作業

- ・ 供給停止地区において、JGA応援隊との緊密な連携を取りながら、安全かつ効率的に復旧作業を開始する。
- ・ 引き続き供給継続地区におけるガス漏えい修繕及びマイコンメーター復帰等の対応にあたる。

災害時における広報

- ・ 報道機関への情報提供に加え、ガス局ホームページ、メール配信サービス、SNS等、様々な方法でガスの被害状況、復旧開栓地区等について需要家に情報提供を行う。
また、需要家からの様々な問い合わせに対し、適時・適切に対応する。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

復旧作業

- ・ 供給停止地区においてガス管の修繕等を行い、供給再開を進める。

広報活動

- ・ 供給停止地区の復旧完了まで復旧開栓地区の情報提供を継続する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ ガス局災害対策本部の設置 ☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の被害状況の把握・安全確保・初期対応・復旧 ☐ 関係機関・本部等との連絡調整 ☐ 供給停止の必要性の検討・実施 ☐ 報道機関との連絡・需要家への広報 ☐ ガス漏えい通報、要望、苦情等受付対応 ☐ ガス漏えいの修繕等 ☐ 製造・供給施設の保全・復旧業務 ☐ 資機材及び物品の調達 ☐ 電子計算システムの保全・復旧	
発災 3 時間後から 6 時間以内	☐ J G A への応援要請 ☐ 復旧基本計画策定 ☐ J G A へ移動式ガス発生設備の広域融通依頼 ☐ J G A 応援隊の宿泊施設の確保、食料等の調達 ☐ 原料調達	
発災 6 時間後から 12 時間以内	☐ 本支管の修繕（供給継続地区） ☐ 内管の修繕（供給継続地区）	
発災 12 時間後から 24 時間以内	☐ 復旧閉栓作業 ☐ 災害に係る資金調達	☐ 局内の事務連絡調整、庶務 ☐ 庁舎管理・営繕、財産管理 ☐ 汎用コンピューター等の管理運営 ☐ 供給設備等維持管理 ☐ ガスの製造・送出管理 ☐ 港工場設備の維持管理
発災 24 時間後から 72 時間以内	☐ J G A 応援隊の受入	☐ 一般閉開栓作業 ☐ 法定業務の中断に伴う連絡調整 ☐ ガス料金に関する業務
発災 72 時間後から 1 週間以内	☐ 本支管の修繕（供給停止地区） ☐ 復旧開栓作業 ☐ 内管の修繕（供給停止地区） ☐ 許認可申請書・報告書等の調整	
発災 1 週間後から 1 カ月以内		☐ 原料調達に係る計画策定 ☐ 休日、夜間の保安待機業務の統括
発災 1 カ月後から 2 カ月以内		☐ 定期ガス設備点検

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

(21)市立病院

◇ 主要な担当業務

- ・ 発災直後の来院・入院患者の安全確保
- ・ 病院機能への影響の低下防止
- ・ 所管施設・公用車の管理
- ・ 災害拠点病院としての重症者・救急患者の受け入れ・診療
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の受け入れ
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 報道機関との連絡、広報・広聴

◇ 非常時優先業務実施の考え方

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

発災直後の来院・入院患者の安全確保

- ・ 発災時に、来院・入院患者の安全確保を行うとともに、必要なケアや食料・毛布等を確保し、配分等の措置を行う。

災害拠点病院としての受け入れ・診療

- ・ 災害拠点病院として救急患者等の受け入れを行いながら来院する負傷者等への対応を行う。

病院機能の低下防止

- ・ 地震によるライフラインの供給停止や施設・設備被害の状況を把握するとともに、迅速な対応により影響を局限する。

DMATの受け入れ

- ・ DMATのスムーズな受け入れを行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

広報・広聴相談

- ・ 診療体制等について病院ホームページにより市民への情報提供を行うとともに、報道機関に対しても適切に情報提供を行う。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

一般外来診療の再開

- ・ 発災直後は被災患者対応の診療体制としながら、体制が整った診療科から、順次、一般外来診療及び予約受付を再開する。

● 主な非常時優先業務

業務開始目標	災害対応業務	優先的通常業務
発災から 3 時間以内	☐ 来院・入院患者の安全確保 ☐ 市立病院災害対策本部の設置運営 ☐ 職員の招集・参集状況の報告 ☐ 職員の安否確認・罹災状況把握 ☐ 所管施設の被害状況の把握・復旧 ☐ 医療機器の被害状況の把握・復旧 ☐ 情報システムの被害状況の把握・復旧 ☐ 関係機関・本部等との連絡調整 ☐ 取材対応・市民への広報 ☐ 被災患者の診療 ☐ 患者安否問い合わせ等への対応	☐ 入院患者の診療 ☐ 緊急手術の実施 ☐ 検査業務 ☐ 放射線検査業務 ☐ 薬剤管理業務 ☐ 栄養管理業務 ☐ 医事業務（患者受付等）
発災 3 時間後から 6 時間以内		
発災 6 時間後から 12 時間以内		
発災 12 時間後から 24 時間以内	☐ 応援職員の管理 ☐ 入院患者の転退院調整 ☐ 医薬品・診療材料の確保（緊急追加分） ☐ 患者・職員の心理的サポート	☐ 院内の事務連絡調整、庶務 ☐ 庁舎管理・営繕、財産管理
発災 24 時間後から 72 時間以内		☐ 救急外来の再開・患者の診療 ☐ 一般外来の再開・患者の診療 ☐ 患者の退院支援
発災 72 時間後から 1 週間以内		☐ 衛生環境の整備 ☐ 職員の給与制度・勤務時間等 ☐ 機能回復訓練
発災 1 週間後から 1 カ月以内		☐ 職員の任免・服務・その他身分 ☐ 器械・備品・物品等の購入・修繕 ☐ 診療報酬請求 ☐ 精神科患者の退院支援等
発災 1 カ月後から 2 カ月以内		☐ 職員の勤務成績の評定

※表中の業務は包括的に記載しており、掲載業務の中の個々の業務の開始時期は前後することがある。
 詳細は各局・区等の計画による。

3. 4 非常時優先業務の実施

(1) 非常時優先業務体制への移行

「非常3号配備」が発令された場合、その他災害対策本部長（市長）が必要と認める場合には、各局・区等は迅速に災害対応業務に着手するとともに、通常業務については停止又は実施規模を縮小し、**3. 3**において示した実施順序に従い、優先的通常業務を実施する体制（以下「非常時優先業務体制」という）に移行する。

なお、優先的通常業務については、災害の規模や態様に応じ、**3. 3**において示した業務再開時期の目標をベースに、災害対応業務の状況を勘案しながら、適宜、各部において業務再開の可否について判断を行う。

《参考》「非常3号配備」配備基準及び配備態勢

・ 配備基準

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

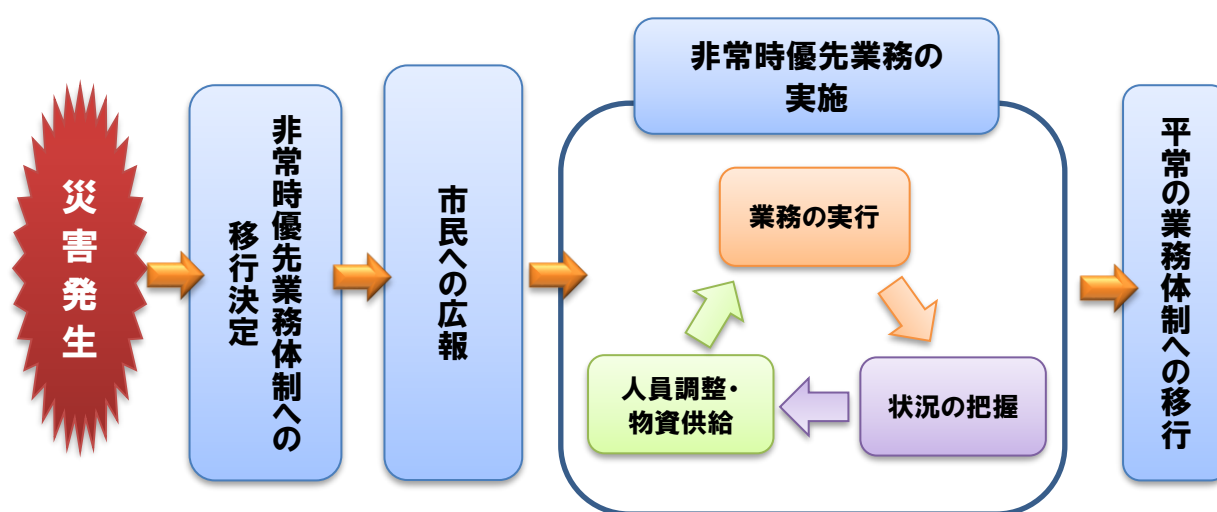
・ 配備体制

全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制

(2) 市民への広報の実施

非常時優先業務体制への移行は、市民サービスにも制約が生じるものであるから、速やかに市民に対し窓口等の業務停止の範囲及び業務の再開時期について広報する。

非常時優先業務の実施フロー



(3)非常時優先業務実施に係るマンパワー・資機材・物資の配分調整

災害発生時においては、膨大なマンパワーが必要となり、事前に非常時優先業務を選定しても、災害の態様によって各局・区等はマンパワーの不足が常態化する可能性もありうる。また、公用車等の資機材や、燃料等の物資についても、適時適切な配分が必要である。

人的資源の不足する業務については、まずは、各局・区等の中で人員調整を行うこととする。次に、各局・区等の中でも職員が不足する場合は、被害状況等に応じて各局・区等の相互応援（調整）による人員の確保に努める。さらに、各局・区等間での調整を図ってもなお職員の不足が見込まれる場合は、仙台市災害時受援計画に基づいて他都市等に応援を要請する。

災害対策本部においては、次の考え方を踏まえ、全庁的な取り組みとして、これら業務継続に必要となる人的・物的資源の配分を行う。

配分調整の考え方：

人的資源の調整手順

①初動段階（フェーズ1 前期）

各局・区等の「防災実施計画」での規定に基づき、各局・区内での調整を実施する。また、避難所運営等については、発災直後から膨大な人的資源を要することを踏まえ、各局・区間での相互応援による支援体制の構築を図り、発災時には支援を開始する。

②初動段階（フェーズ1 後期）～応急対策段階（フェーズ2）以降

庁内調整会議における調整結果等に基づき、各局・区間での相互応援や調整による人員の確保に努める。また、各局・区間での相互応援による支援を実施する。

③応急対策段階（フェーズ2）～復旧復興段階（フェーズ3）以降

各局・区間での調整を図ってもなお人的資源が不足する見込みの場合は、「仙台市災害時受援計画」に基づき、他都市等に応援の要請（概ね発災後72時間以降）を実施する。

庁内調整会議の実施

人的・物的資源の庁内調整については、災害対策本部員会議に先んじて開催される、各局・区等の次長級会議において調整を行う。

会議では、市全体としての最適化の観点から人員配置の調整に努め、人員調整においては「人員アンバランスの是正」、「職員の健康管理」といった視点だけでなく、「業務の専門性」（特別な技術や資格、知識、経験を要する業務か否か）といった視点にも留意のうえ、適正なマッチングを行う。

その他配分調整における留意事項

(i) 燃料の配分調整

非常時においては、災害対応に用いる公用車だけではなく、市役所庁舎等における非常用発電機の運転や、避難所での採暖など、さまざまな状況において燃料が必要となる。

平常時においては、市有施設における燃料の備蓄・各施設が使用する油種等の把握に加え、納入業者との災害時における供給に係る協定の締結といった事前対応策を実施する。しかしながら、災害発生時においては交通の混乱や、協定を締結した納入業者の被災により、庁内各部局の要求する量のすべてを調達できない事態も想定される。

そのため、燃料の配分にあたっては、燃料の供給可能量に鑑み、非常時優先業務の中でも特に重要な機能及び停止させてはならない業務について緊急性・優先性の評価を行い、その評価の高いものから優先的に燃料を配分することが必要である。

(ii) 公用車の運行調整

災害発生の初動期においては、避難所への職員の派遣、所管施設等との連絡・被害状況把握、市道等のパトロールをはじめとした、様々な災害対応業務において職員の移動手段の確保が重要となる。

本市が保有する公用車の台数には限りがあり、災害発生時には燃料確保にも困難が生じることが想定されることから、発災初動期（発災後おおむね72時間）の公用車の使用について、あらかじめ保有車両の運用計画を策定し、本庁共用車の使用については、「災害時等における本庁共用車の取扱いに関する要綱」（平成28年8月財政局長決裁）に定めるとおり、全庁的な統制と合理的な配分調整を行う。

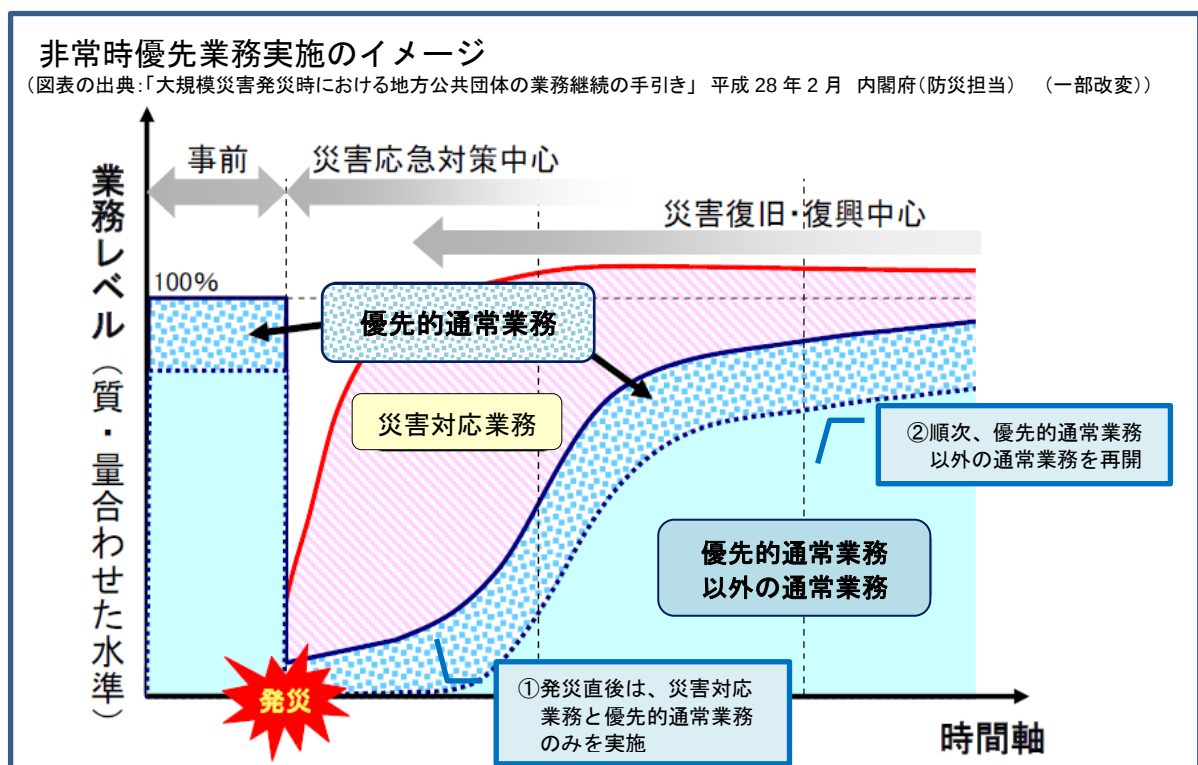
加えて、業務に使用する自動車の需要数に対し、保有する公用車の台数が不足する場合の対応策（目的地の方向が同じ職員間での相乗り、レンタカー・タクシー・自転車の活用等）の検討を進めていく必要がある。

(iii) 受援体制の整備

主として発災初動期（発災後おおむね72時間）の後に実施する、他自治体や、関係団体からの応援の受け入れに際しては、「仙台市災害時受援計画」に基づき、災害対策本部事務局が情報集約及び全体調整を担い、応援職員の受け入れについては、応援を必要とする各部・区本部が主体的に実施することを基本とする。

(4) 非常時優先業務体制の適用期間

非常時優先業務体制への移行後、少なくとも発災1週間までは非常時優先業務を実施するものとし、発災1週間経過後においては、災害対応業務の実施状況に応じて順次、通常業務の再開の可否の判断を行い、災害対応業務の実施と並行して、平常の業務体制への回復を進めることを基本とする。なお、災害の規模や態様に応じ、適宜検討、調整を行うものとする。



第4章 業務を継続するための環境整備

この章においては、第2章で検証した**6つの視点**のうち、視点2から視点6までの、5つの視点に係る課題について対応策を検討し、以って第3章において定めた、非常時優先業務を実施する上での業務環境の下支えを整備するものである。

第2章で検証した、視点2から視点6までの、5つの視点に係る課題について、必要資源が不足しているものについては、改善を図る必要がある。これについては、現在までにすでに実施している取り組みを踏まえたうえで、今後実施していく必要のあるものを今後の取り組みとしてまとめる。

なお、今後の取り組みについては、今後おおむね3カ年以内に取り組みの実行及び完了を目指す短期的な取り組みと、長期的に対応していくものに分けて検討する。

また、対策の進捗状況については、毎年確認を行うとともに、取り組み内容の見直しを行っていく。加えて、本市が行う訓練や、本市の内外の実災害の教訓を踏まえ、今後の取り組みの項目についても随時追加していく。

4. 1 課題と対策

(1) 視点2 職員の災害対応体制

i 災害から得られた教訓と課題

①【配備・動員計画】

- ⇒業務時間外に発災する場合等の想定が必要
- ⇒応援職員の受け入れ態勢の整備が必要

②【災害時における職員の役割】

- ⇒「災害発生時に、自分は何をすべきか」ということについて、様々な災害を想定した研修・訓練が必要

③【災害時における指揮系統】

- ⇒非常時における指揮系統の整理が必要

④【災害時における職員の安全管理】

- ⇒災害対応にあたる職員の安全対策について検討が必要
- ⇒災害の長期化等を踏まえた災害対応職員の交代体制の検討が必要

ii 現在までの取り組み

- ・ 地域防災計画の見直し
「地震・津波災害対策編」の全面修正（平成 24 年度）
- ・ 職員に対する各種研修の実施
職階に応じた基本研修（防災・災害対策の概要の講義、震災当時の体験や復興に係る講義、避難行動に係る演習）、避難所対応研修等
- ・ 仙台市危機管理・防災研修訓練プログラムに基づく取り組み
東日本大震災の経験による職員の高い危機管理・防災意識を本市の風土として定着させるとともに、危機管理・防災に関する知識・技能を向上させるため、危機管理・防災に関する研修訓練を体系化し、計画的に実施していくためのプログラムを策定（平成 29 年度）
- ・ 津波避難広報のルールづくり
津波の危険の迫る状況下において、巡回広報を行う職員が津波に巻き込まれることが無いよう、区役所職員、消防隊員及び消防団員に係る津波避難の広報内容や留意事項、広報車の安全退避等について定めた避難広報等活動要領を制定（平成 24 年度）

iii 今後の取り組み

- ・ 徒歩等による緊急登庁訓練
各職員が居住地から勤務地まで徒歩等により登庁を行い、必要な服装・携行品の準備や、経路の確認及び登庁に要する時間等を把握する訓練について検討する
令和7年度以降の取り組みの方向性
【短期】仙台市総合防災訓練の実施項目の一つとすることも視野に入れ、実施の時期や規模について検討を進めていく。

- ・ 市災害対策本部運営訓練

災害対策本部会議のメンバー（各局区長）により、発災から災害対応・応急復旧までの一連の会議の進行を訓練し、本部の意思決定能力の向上を図る

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】平成30年度より仙台市総合防災訓練の一端として実施しているが、今後については、訓練内容の充実について検討を進めていく。

- ・ 所属職員の安否確認方法や、確認結果を集約する仕組みの構築

各所属において、職員の固定電話や携帯電話、電子メール等の連絡先を把握し、連絡網を整備し、確実に連絡及び集約ができる体制を構築する。

また、通信回線の遮断や輻輳により、連絡が取りづらい場合に備え、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板を活用した連絡手段についても検討する。

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】各局区防災実施計画において、職員の連絡体制の整備を計画の記載必須項目として定める。また、仙台市総合防災訓練の実施項目の一つとして、局区内の情報伝達訓練を行う。

- ・ 職員各自における被災防止対策

災害対応業務に専念できるよう、職員が普段から自宅の家具の固定等の耐震対策、家族内の安否確認方法や育児・介護など各自の状況に応じたルールづくりを進める。

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】各局区防災実施計画において、職員各個人における備蓄・事前対策等を計画の記載必須項目として定める。また、機会をとらえ、危機管理局は職員に対し啓発を行う。

- ・ 受援計画に基づく取り組み

災害の規模や態様によって、本市の職員だけでの対応が困難となる場合、特に、業務遂行にあたり、資格や知識・経験を必要とする分野において人員が不足する場合があることから、各種団体による応援の受け入れ体制・庁内の役割分担等を定めた「仙台市災害時受援計画」に基づき、「非常時優先業務実行管理表」の内容を踏まえた「受援業務個別シート」を作成・管理する。

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】各課で作成した「非常時優先業務実行管理表」の内容分析により、受援を必要とする業務の内容や、応援者に求める技能・資格、必要人員数といった受援に必要な事項を規定した「受援業務個別シート」を作成・更新する。

- ・ 保育所等、職員が災害対応に専念できるための託児環境の整備

子育て中の職員への対応の検討

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】他自治体における災害時の職員の託児環境の整備状況や、導入にあたって整理が必要な事項などについて調査を進める。また、「職員各自の家族内の非常時における託児方法のルールづくり」については、先述の「職員各自における被災防止対策」の一環として、機会をとらえ、危機管理局は職員に対し、災害発生時におけるこどもの預け先などについて事前に家庭内で検討するよう啓発を進める。

- ・ 課題に応じた研修・訓練の実施

令和7年度以降の取り組みの方向性

【長期】実災害や訓練等を通じて新たに見えた課題に対して、仙台市危機管理・防災研修訓練プログラムにおいて研修・訓練を適切に実施していく。

- ・ 職員の心身のケア

非常時優先業務の実施中、特に発災直後においては、対応に当たる職員の不足から長時間勤務に従事する場合がある。各所属は、職員ができるだけ適切に休憩がとれるよう職員の交代体制や休憩場所等を計画する必要がある。

また、長期間にわたる非常時優先業務への従事に伴って、職員は精神的なストレスが高くなることがある。職員のこころのケアに対する体制を整備しておく必要がある。

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】各局区防災実施計画において、職場内の業務ローテーションによる職員の負担軽減や気力・体力の回復について明記し、職場内での仮眠・休憩場所の確保についても明記することとする。

また、職員の心身のケアにおける所属長の役割を明記し、所属職員の様子に異常がみられる場合には、医療機関の受診を勧めることや厚生課の健康相談を案内すること等も明記する。

- ・ 初動段階（フェーズ1：概ね発災後72時間まで）の庁内応援体制の整備

初動段階での庁内応援体制については、発災後に調整を行う暇がないことから、応援する部局と応援を受ける部局を決めておくなど、具体の応援体制について予め検討する。

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】発災後24時間から72時間までの間で必要となる各局の非常時優先業務の状況を勘案し、具体の支援体制の整備を進める。

(2) 視点3 庁舎及び設備

i 災害から得られた教訓と課題

①【庁舎の地震対策】

- ⇒庁舎の非構造部材等への対策が必要
- ⇒市民受入れ時の庁舎管理の備えが必要

②【庁舎等の浸水対策】

- ⇒非常用発電機の浸水対策が必要
- ⇒浸水防止板や土のうの備蓄が必要

③【執務室における対策】

- ⇒執務環境の什器等の転倒防止対策の一層の促進・点検が必要

④【非常用電源】

- ⇒燃料確保、運用にあたっての周知・徹底が必要

⑤【公用車等の浸水対策】

- ⇒浸水等による公用車等の被害をなくすための対策が必要

ii 現在までの取り組み

- ・ 上杉分庁舎の建て替え
平成 27 年度完成
- ・ 市有建築物の天井脱落対策として、平成 25 年度に天井仕様等の調査を実施
学校施設のうち、一定程度の規模を満たす屋内運動場等の吊り天井等は平成 28 年度までに対策完了
- ・ 避難所等への防災対応型太陽光発電システムの整備
平成 24 年度から整備を開始。令和 4 年度までに指定避難所等 199 か所に配備
- ・ 非常用発電機の配備
全指定避難所に、LPG 発電機及び LED 投光器セットを備蓄（平成 24 年度）
- ・ 避難所等安全確認チェックシートの作成および周知
平成 25 年度にチェックシートを作成。施設管理者へ周知し、避難所開設判断をサポート
- ・ 仙台市耐震改修促進計画に基づき市有建築物の耐震化率 100%を早期に達成するため取り組みを進める
令和 4 年度末までに 99.9%を達成しており、早期の 100%達成に向けて引き続き耐震化を推進する。
- ・ 代替庁舎の確保
庁舎が被災し使用不能となることを想定し、災害対策本部機能を代替する施設を 1 箇所選定（令和元年度）

iii 今後の取り組み

- ・ 市有建築物の天井仕様等の調査結果を基に、天井脱落対策が必要な施設について順次設計及び工事を計画的に実施
 令和7年度以降の取り組みの方向性
 【長期】学校施設以外の市有建築物について、天井脱落対策を計画的に実施していく。
- ・ 非常用電源に接続しているコンセントの明示
- ・ 通信機器等の重要設備の非常用電源コンセントへの接続
 令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】非常用電源の配電先を確認し、非常用電源に接続しているコンセントにシール等による明示を行う。コンセントへの重要設備の接続は、機会をとらえ、危機管理局から各課公所へ啓発文を発出し、定期的に各課公所において接続状況を確認するものとする。
- ・ 執務室の什器等の転倒防止対策の徹底
- ・ 庁舎内の地震時の避難経路確保に配慮した書棚・備品等のレイアウト構成の推進
 令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】各局区防災実施計画において、執務室の業務環境整備を計画の記載必須項目として定め、各局区において毎年点検を行うこととする。
 また、これまでも安全衛生委員会により、職場巡視を行っている。
- ・ 指定避難所のLPG発電機の使用法の習熟
 令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】指定避難所に配備したLPG発電機は、少ない手順でエンジンを始動でき、取扱いも容易なカセットボンベ式を採用したが、防災業務に携わったことの無い職員も念頭に、実地での取扱い訓練を実施していく。
- ・ エレベーター設備の耐震対策
 令和7年度以降の取り組みの方向性
 【長期】エレベーターのつり合いおもりの脱落防止対策及び非構造部のエレベーター乗降口の壁等の補強を行う等、建築被害に因る破損の防止対策を検討していく。
- ・ 指定避難所となる市立小中学校・高等学校に災害時給水栓を設置
 令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】市立小・中・高等学校など、全ての指定避難所へ災害時給水栓の整備を行う。
- ・ 本庁舎の建て替え
 令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】新本庁舎第一期工事を令和6～9年度に施行予定。本市における防災中枢拠点として整備するとともに、建物としての堅牢性を確保し、災害時における業務継続性に配慮した庁舎を整備する
- ・ 災害情報センター移転整備
 令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】現行の災害情報センターを新本庁舎へ移転し、オペレーションルーム等を備えた、新たな災害情報センターを整備する。また、整備に併せて防災情報システム等を導入し、災害対策本部機能の更なる強化を図る。

- ・ 庁舎等の浸水対策

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】止水板等の設置による庁舎等の浸水対策を実施する。また、指定管理施設については、施設管理者との防災計画の共有を徹底する。

【長期】受変電、自家発電設備及び空調熱源等の庁舎基幹設備について、浸水の影響を受けない位置での更新を検討していく。

- ・ 公用車の浸水対策

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】公用車の避難場所を確保するとともに、避難の基準や避難ルート等を検討していく。

(3) 視点4 燃料の確保

i 災害から得られた教訓と課題

総括：

⇒災害時に燃料を必要とする重要施設や、緊急車両等に優先的に分配する仕組みが必要
⇒災害時に調達する燃料を保管し又は取り扱う上での、安全確保策の検討が必要

①【各施設用燃料】

⇒各施設で必要な量の把握・見直し、燃料劣化対策が必要

②【車両用燃料】

⇒公用車の燃料補充頻度の見直し、ガソリンの備蓄が必要

③【燃料調達における関係機関との調整】

⇒市役所全体の一元的な情報管理、ルール作り、関係機関との事前の情報共有が必要

ii 現在までの取り組み

- ・ 危機管理局・経済局・会計室が局横断的なプロジェクトチーム（以降、「災害対策本部特別班」という）を編成し、以下について検討を進めている

→ 新たな協定等の締結・既存協定等の内容の見直しによる供給ルート多重化

震災後、以下の協定等を締結済み。その他の既存の協定についても連絡体制や対応方法について見直しを行っている。

○カメイ(株)

平成24年9月6日付「災害時における燃料および食料品等の物資の供給協力に関する協定」を締結。平成25年8月27日付で同協定の実施細目を締結。

○石油連盟

平成24年10月10日「災害時の重要施設に関する覚書」を締結。

(※現在は宮城県と石油連盟の覚書に包含されている)

→ 訓練の実施及びマニュアル改正

令和5年8月 災害対策本部特別班で机上訓練を実施、課題の洗い出しを行ったことから今後マニュアル改正を含めブラッシュアップを行う。

→ 施設設備等情報の掌握とその一元的管理

災害時に効率的に外部からの調達ができるよう、定置型タンクで燃料を保管する市有施設の設備等の情報（油種、タンク容量、用途、平時・非常時の使用量目安など）について、平成24年度より災害対策本部特別班の構成部署にて情報を把握し、災害時に正確かつ迅速に情報伝達ができるよう備えている。これらの情報は、正確性を高めるために年1回の情報更新を行うこととしている。あわせて、避難所の暖房用灯油の確保策としてポリタンクを活用した仕組みについて検討を進めている。

令和5年10月毎年宮城県から照会の行われる「災害時の重要施設に係る設備等の状況について」の回答、「重要施設一覧」について「災害時の燃料優先配分に係る計画」

と整合性を図り、大規模災害発生時に県と市が効率的に施設に対し燃料供給ができるよう調整を行った。

→ **関係機関との重要施設に係る設備等情報の共有**

カメイ(株)との協定や石油連盟との覚書に基づき、重要施設の一部について設備等情報を共有している。災害時の燃料の優先配分計画に基づき、情報共有の対象施設の見直しを行う。

→ **災害時の燃料の確保及び供給体制について検討**

東日本大震災における燃料調達の実態調査においては、集積拠点を使ったドラム缶等による燃料調達及び分配が効率的であったことが明らかになった。

この実態を踏まえ、ロジスティックの観点から効果的・効率的な集積場所について検討を進めていく。

施設管理課から災害対策本部特別班への要請ルールや、災害対策本部特別班と外部機関との調整ルールを定めたマニュアルを作成。より効率的な燃料の確保や供給体制について検討を進め、随時マニュアルに反映していく。

→ **災害時の重要施設や緊急車両等への燃料配分の考え方の整理**

定置型タンクで燃料を保管する施設について、東日本大震災の実態を踏まえ市街化区域の電力が3日で回復することを前提として「市民の生命への影響度の大小・影響範囲の広狭」、「災害対応業務への影響度の大小・影響範囲の広狭」、「市民生活への影響度や被害度の大小・影響範囲や被害範囲の広狭」の要素を考慮した優先配分計画を作成。

優先順位は固定されるものではなく、業務継続計画の議論等に合わせて必要に応じて見直しを行っていく。また、施設以外の燃料（公用車、避難所等の暖房用）については、担当部署における整理を踏まえ、燃料の配分や配送に係る検討を行い、優先配分計画への反映を行う。

→ **災害時における緊急車両等の燃料確保に向け自家用給油施設を新たに整備**

消防車両をはじめとする緊急車両等の燃料の確保に向け、整備を進めていた自家用給油施設が平成27年度に完成した。平時は消防車両等への給油を行う一方、災害時には緊急の業務を行う公用車への燃料供給を一定程度確保する。

○泉消防署 タンク規模 48kℓ

○宮城野消防署 タンク規模 48kℓ

iii 今後の取り組み

・ 「ii 現在までの取り組み」に加えて、以下について取り組む

→ **平時における各施設での燃料の備蓄量や補充頻度の見直し、試運転等による定期的な燃料劣化状況の把握**

令和7年度以降の取り組みの方向性

燃料の優先配分計画に基づき、施設の重要度に応じて燃料の備蓄タンク容量を見直す必要がある。また、平時より備蓄タンクを満杯にしておくなど、一定量の燃料を確保しておく必要がある。さらに、定期的に設備の試運転を行うなどして常に燃料が使用できる状況を保つ必要がある。

→ **平時における公用車への燃料補給頻度の見直し**

令和7年度以降の取り組みの方向性

災害時には初動体制として公用車の稼働率を高めることが重要である。このため平時より車両の燃料計が半分を下回った時点で確実に補給を行う等、公用車への燃料補給ルールについて運用を見直す必要がある。

(4) 視点5 通信・情報システム

i 災害から得られた教訓と課題

①【電話】

- ⇒代替の通信手段の検討が必要
- ⇒被災者の安否情報の取扱いの検討が必要

②【無線】

- ⇒機器の導通試験・習熟訓練が必要
- ⇒機器使用のルール策定が必要

③【情報システム】

- ⇒被災者支援のための情報システムの事前検討が必要

ii 現在までの取り組み

- ・ 衛星携帯電話を各区役所・総合支所等へ8台追加
平成24年度に実施
- ・ 指定避難所である学校への特設公衆電話の設置
NTT東日本と「特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書」を平成25年度に締結、平成26～令和元年度に特設公衆電話設備を設置するとともに、電話機とケーブルを配備。また、防災訓練の一環として、電話機の設置・利用訓練等を実施。
- ・ 補助避難所及び福祉避難所等への防災行政用無線(デジタル移動通信系)の設置及び非常用発電機の設置補助
平成24～令和元年度に実施
- ・ 防災行政用無線(デジタル移動通信系)の配備と活用方法の周知
防災行政用無線(デジタル移動通信系)を新たに配備し、その特性や使用方法等を周知し、運用ルールの整理を実施
- ・ 防災行政用無線(デジタル移動通信系)の輻輳対策及び安定運用対策の検討
平成27年度～平成28年度に回線数の増強及び中継回線の二重化を実施
- ・ 防災行政用無線(デジタル移動通信系)の使用方法の習熟訓練、定期通信試験の実施
習熟訓練、定期通信試験の対象を拡大し実施。今後も習熟訓練、定期通信試験を継続的に実施
- ・ 新たな防災行政用無線(IP系)の整備・運用
災害時に確実な情報収集連絡体制を構築できるように、防災行政用無線(IP系)の整備を実施
配備先は、市役所、防災関係機関、避難所等であり、令和3年4月1日から運用開始
- ・ 防災行政用無線(デジタル移動通信系)の運用終了
設備の老朽化により、令和5年10月31日に運用終了
- ・ 衛星携帯電話の使用方法の習熟訓練、定期通信試験の実施
習熟訓練、定期通信試験の対象を拡大し実施。今後も習熟訓練、定期通信試験を継続的に実施
- ・ 情報システムの業務継続における計画の策定
ICT部門等(*)所管の情報システム・インフラの被害の最小化・速やかな復旧を目的として「仙台市ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)」を策定(平成26年度)

- (*)ICT 部門（デジタル戦略推進部）及びその他初動時において重要な ICT 資源を所管する課（危機管理局危機管理課及び防災計画課、総務局広報課、財政局庁舎管理課、市民局戸籍住民課）
- ・ **情報システムを適切に維持・管理するための運用要員の確保と訓練**
まちづくり政策局と関係局が合同で ICT-BCP に基づいた訓練を実施（平成 26 年度～令和元年度※）
※令和2年度から令和5年度まで、新型コロナウイルスの影響により休止。
令和6年度の見直しにより、情報システム監査において、各情報システムの維持管理のための訓練状況の確認および啓発を行う。
 - ・ **庁内 LAN や統合ネットワークについて、代替機や予備ケーブル、HUB の確保**
平成 27 年度までに実施した。
 - ・ **罹災証明書発行業務等震災対応業務の効率化**
発災直後の被災者への支援業務に必要となる罹災証明発行や相談記録等の機能を実装した被災者支援基礎情報システムを平成 26 年度までに構築した。また、被災者の利便性向上や職員負担の軽減を図るため、令和5年度より電子申請を導入した。
 - ・ **ガス供給停止からの早期復旧を支援するための情報システムの利用に向けた体制整備**
大規模災害等の発生による供給停止時に、モバイル端末で復旧作業（開閉栓作業）の結果を報告することができる「JGA-DRESS（JGA災害復旧支援モバイル報告システム）」の利用に向けた体制整備について、令和2年度に完了した。

iii 今後の取り組み

- ・ **災害時優先電話の明示**
令和7年度以降の取り組みの方向性
【短期】災害時優先回線に接続している電話機に赤テープで明示を行うほか、災害時優先電話の番号、災害時優先回線の特性、取扱い上の注意点について庁内に周知を図る。
- ・ **災害時優先電話の使用方法・特性について職員へ周知**
令和7年度以降の取り組みの方向性
【短期】各局区防災実施計画において、災害時の通信手段の取扱いについて明記する。
また、年度当初や総合防災訓練等の機会をとらえ、危機管理局から職員向け啓発文を发出する。
- ・ **公用携帯電話の活用**
停電時にも使用できるようにソーラー充電器を合わせて整備
令和7年度以降の取り組みの方向性
【長期】バッテリー電源確保の一環として、整備の有用性の検討を進める。
- ・ **情報システムを利用した業務の継続性確保**
バックアップの励行の徹底
各課の情報システムが利用できない場合の手作業等による代替手段や、そのために必要となる情報や資器材等について事前の検討
令和7年度以降の取り組みの方向性
【短期】全庁としては、情報システム監査等で、継続的に情報システムのバックアップ実施状況の確認および啓発を行っていく。また、ICT-BCP においては、令和6年度の見直しにより、情報システム所管課が作成する障害発生時手順を確認および手順修正を依頼する形で取り組む。

- ・ **電力、通信会社等との災害応援協定の締結**
令和7年度以降の取り組みの方向性
 【長期】平成27年度に、新たに放送事業者と災害に係る情報発信等に関する協定を締結したところであるが、今後も多様な通信会社等との協定締結を検討していく。
- ・ **情報システムを適切に維持・管理するための運用要員の確保と訓練**
令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】情報システム監査等で継続的にシステム障害時の対応訓練の実施状況の確認および啓発を行っていく。
- ・ **運用業者との災害時等携帯電話が利用できない場合の連絡体制・対応等の整理**
令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】災害時の対応（連絡体制、参集基準、免責事項等）について、運用業者と協議を進める。情報システム監査等で非常時の連絡体制・対応を整理しているか確認する。
- ・ **発災時、特に、休日や夜間に発生した場合の対応についてのマニュアル作成**
令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】情報システム監査等で継続的に情報セキュリティ実施手順（運用マニュアル）等の整備状況の確認および啓発をしていく。
- ・ **ハードウェアの損傷対策、遠隔運用サービスの利用**
 災害により、ハードウェアが損傷した場合に備えたシステムの二重化、遠隔運用サービスの利用の検討
令和7年度以降の取り組みの方向性
 【長期】システムの見直し等の機会に必要性の有無も含めて検討する。
- ・ **情報システムの業務継続における計画の見直し**
令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】ICT-BCPにおいては、定期的に定期的にシステム監査を実施し、継続的な見直しを行うことにより計画の実効性を高めていく。
- ・ **罹災証明書発行業務等震災対応業務の効率化**
 証明書交付の迅速化につながる取組みについて、その導入の可否を含め様々な可能性を追求する。
令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】他都市の事例等を収集し、本市における活用方法を検討する。
- ・ **衛星携帯電話の更新**
令和7年度以降の取り組みの方向性
 【短期】衛星携帯電話は、災害時において、地上インフラの被害の影響を受けずに通信できる耐災害性の高い通信手段として、整備・運用しているが、電話としての利用に留まっている。
 一方、衛星ブロードバンド通信が今後普及することが見込まれており、耐災害性の高いデータ通信回線の確保を見据え、更新の検討を行う必要がある。
- ・ **防災行政用無線の更新**
令和7年度以降の取り組みの方向性
 【長期】令和3年度から運用を開始したIP無線については、より高機能な情報共有・伝達手段へ更新するため、技術動向を見据えて検討を進める必要がある。

(5) 視点6 業務用の消耗品・職員用の物資備蓄

i 災害から得られた教訓と課題

①【食料等】

⇒2日分程度の備蓄が必要

②【トイレ】

⇒庁舎のトイレが使用できなくなる想定が必要

⇒トイレトペーパーの備蓄が必要

③【事務用品】

⇒調達困難となる事態を想定し、一定程度の備蓄が必要

ii 現在までの取り組み

- ・ 東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員10,000人の2日分（6食）の公的備蓄を推進することを地域防災計画において明記
平成29年度に2日分の備蓄を達成。
- ・ 災害対応職員用毛布等の備蓄
市・区災害対策本部で勤務する職員及び市民用として116,000枚を備蓄。なお、それ以外の部署から要望があった時は随時備蓄を検討していく。
- ・ 指定避難所に仮設トイレ組立式を5基ずつ備蓄
指定避難所が新設された場合も随時備蓄していく。

iii 今後の取り組み

- ・ 職員各自における、必要な物品の常備
(薬、生理用品、着替え、携帯電話用予備バッテリー、コンタクトレンズ等)
令和7年度以降の取り組みの方向性
【短期】各局区防災実施計画において、職員各個人における備蓄を計画の記載必須項目として定める。また、年度当初等の機会をとらえ、危機管理局から職員向け啓発文を発出する。
- ・ トイレトペーパーの備蓄在庫の確保
令和7年度以降の取り組みの方向性
【長期】庁内のトイレにおけるトイレトペーパーの補充を担当している清掃委託業者との調整を検討する。
なお、トイレトペーパーは、全国生産量の4割が静岡県に集中しており、東海地震等で静岡県が被災した場合、本市が直接被災せずとも全国的に深刻な供給不足が生じるおそれがある。

- ・ 非常用トイレ

携帯トイレの備蓄・配備の検討

令和7年度以降の取り組みの方向性

【長期】庁舎や市有施設の給水設備・下水配管等が破損した場合に備え、庁舎等への非常用トイレの備蓄を検討する。

また、指定避難所に配備する仮設トイレ組立式について、毎年度点検を行い、点検の結果使用に耐えなくなると判断されたものの更新を検討する。

- ・ 文具、コピー用紙等の日用品を計画的に購入し、在庫を確保

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】災害対応に必要となる日用品の平常時からの計画的な購入について、各局区防災実施計画に明記することとする。また、年度当初等の機会をとらえ、危機管理局から各課公所向けに啓発文を発出する。

- ・ 非常時優先業務を行う上で、必要不可欠な資器材や日用品等をリストアップ

令和7年度以降の取り組みの方向性

【短期】各局区防災実施計画において、非常時優先業務の実施に必要な物的資源について整理・検証することとする。



▲ 本庁舎における食料の備蓄

4. 2 業務環境整備のアクションプラン

「今後の取り組み」で示した事項については、着手時期等を含め内容の精査を行い、関係部局と調整の上、整備を進めていくものとする。また、整備の進捗状況を踏まえ、随時計画の見直しを行っていく。

令和 7 年 4 月 仙台市業務継続計画【自然災害対策編】

発 行 : 仙台市

担 当 : 危機管理局防災計画課

住 所 : 〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

電 話 : 0 2 2 - 2 1 4 - 3 0 4 6

F A X : 0 2 2 - 2 1 4 - 8 0 9 6

E-mail : kks000120@city.sendai.jp